

# D-I's 外国債券インデックス

追加型投信／海外／債券／インデックス型

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(請求日論見書)

2025年2月22日

本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

本文書にかかる「D-I's 外国債券インデックス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2025年2月21日に関東財務局長に提出しており、2025年2月22日にその届出の効力が生じております。

発 行 者 名	大和アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 小松 幹太
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
有価証券届出書の写し を縦覧に供する場所	該当ありません。

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

D—I's 外国債券インデックス

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

### (5) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.2%（税抜2.0%）となっております。

具体的な手数料の料率等については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

### (6) 【申込単位】

販売会社にお問合わせ下さい。

### (7) 【申込期間】

2025年2月22日から2025年8月26日まで（継続申込期間）

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

### (8) 【申込取扱場所】

下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

**(9) 【払込期日】**

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合せ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

**(10) 【払取扱場所】**

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申取扱場所において支払うものとします。申取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

**(11) 【振替機関に関する事項】**

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

**(12) 【その他】**

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、外国の公社債に投資し、投資成果をFTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

**商品分類表**

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国内 海外	株式 債券 不動産投信 その他資産（　　） 資産複合	インデックス型
追加型投信	内外		特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

**属性区分表**

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 (　　)	年2回 年4回 年6回 (隔月)	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東)	ファミリー ファンド	あり (　　)	日経225 TOPIX
不動産投信 その他資産 (投資信託証券) (債券 公債)	年12回 (毎月)		ファンド・オブ・ ファンズ	なし	
資産複合 (　　) 資産配分固定型 資産配分変更型	日々 その他 (　　)	エマージング			その他 (FTSE世界国債 インデックス(除く日本、 ヘッジなし・円ベース))

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

単位型・単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の
---------	------------------------------

追加型		追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ 従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象 地域	国内	目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象 資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信(リート)	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信(リート)以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信(リート)およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
独立区分	MMF(マネー・マネージメント・ファンド)	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF
	MR F(マネー・リザーブ・ファンド)	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMR F
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。)に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの

	その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
	格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信	目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
	資産複合 資産配分固定型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
	資産複合 資産配分変更型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年1回	目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
	年2回	目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回	目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年6回（隔月）	目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
	年12回（毎月）	目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
	日々	目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
	その他	上記属性にあてはまらないすべてのもの
投資対象地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・

	ファンズ	オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経 225	目論見書等において、日経 225 に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	T O P I X	目論見書等において、T O P I X に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指標・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

#### ＜信託金の限度額＞

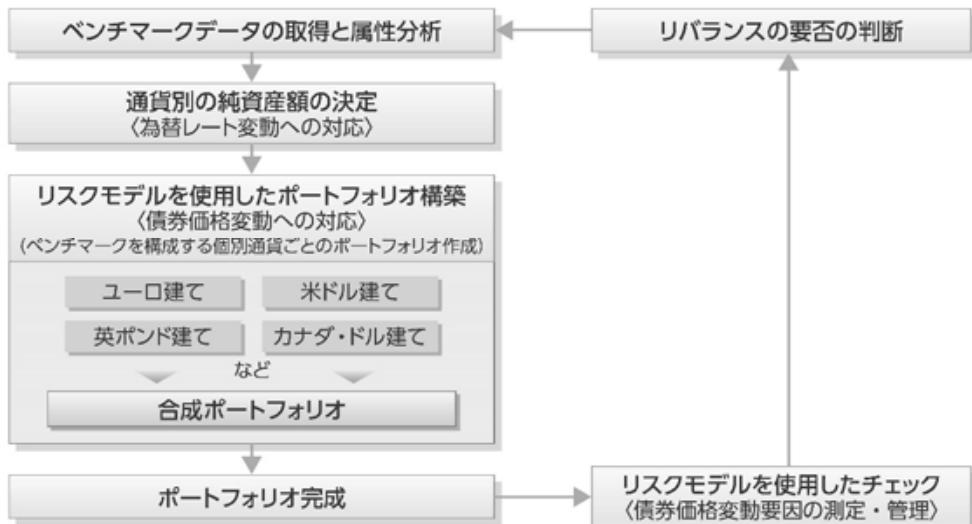
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

## <ファンドの特色>



外国の公社債に投資し、投資成果をFTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

### 運用プロセス



ベンチマークであるFTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の主な騰落要因は、為替レート変動と債券価格変動です。したがって、ファンドは、特に以下の3点に留意し運用します。

#### ①為替レート変動への対応

為替レート変動がベンチマークの騰落に与える影響度とファンドの騰落に与える影響度とがほぼ等しくなるように、ファンドの通貨別構成比率をベンチマークの通貨別構成比率に近づけます。

#### ②債券価格変動への対応

ベンチマークは構成する債券の銘柄数が多く、構成銘柄の比率がベンチマークと同一のポートフォリオを構築することは困難です。したがって、債券価格変動がベンチマークの騰落に与える影響度とファンドの騰落に与える影響度とがほぼ等しくなるように、リスクモデル<sup>(注)</sup>を使用した効率的な複製を行なうことを基本とします。なお、リスクモデルを使用した効率的な複製はベンチマークを構成する通貨別に行ないます。

#### ③債券価格変動要因の測定・管理

リスクモデルを使用し債券価格変動要因の測定・管理を行ない、債券価格変動がベンチマークの騰落に与える影響度とファンドの騰落に与える影響度とがほぼ等しくなるようチェックを行なっています。

(注) リスクモデルでは、個別債券をキャッシュフロー（利金と償還金）ごとに分解し、ポートフォリオをキャッシュフローの集合体として分析するなどの手法を採用しています。その結果、ポートフォリオの効率的な複製を行なうこと、イールドカーブの変化などの債券価格変動要因がポートフォリオの価値に与える影響を測定・管理することなどができます。

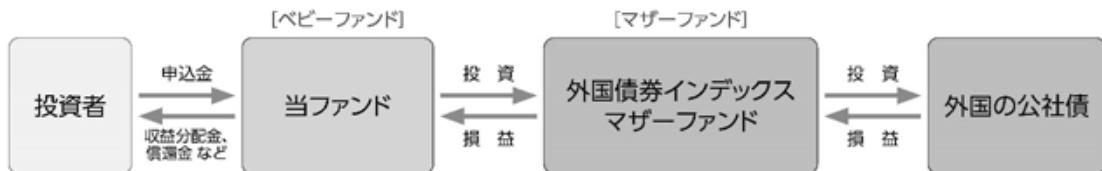
### ◆ FTSE世界国債インデックスについて

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

## ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。

- 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、「ファンドの特色」の運用が行なわれないことがあります。

## 分配方針

毎年11月30日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

### [分配方針]

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得したものに限ります。株式および株式を組入可能な投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

### ●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果をあげることをめざして運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- ・指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れるわけではないこと
- ・基準価額の算出に使用する為替レートと、指数の算出に使用する為替レートの評価時点が異なること
- ・運用管理費用（信託報酬）等を負担することによる影響
- ・追加設定および解約に対応した公社債の約定価格と指数の算出に使用する価格の差
- ・債券先物取引等を利用した場合の指数との値動きの差、コストなど
- ・公社債および債券先物取引等の最低取引単位の影響
- ・公社債または債券先物取引等の流動性が低下した場合における売買対応の影響

(2) 【ファンドの沿革】

2013年12月9日

信託契約締結、当初自己設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者
-----	------

収益分配金（注）、償還金など↑↓お申込金（※3）

お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払い に関する事務など
-------	------	--

↑↓※1

収益分配金、償還金など↑↓お申込金（※3）

委託会社	大和アセットマネジメント株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※2）の委託者であり、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成など
------	------------------	---

↓運用指図↑↓※2

損益↑↓信託金（※3）

受託会社	三井住友信託銀行株式会社 再信託受託会社： 株式会社日本カストディ銀行	信託契約（※2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算など
------	---	---

損益↑↓投資

投資対象	外国の公社債 など (ファミリーファンド方式で運用を行ないます。)
------	--------------------------------------

（注）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

※3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から收受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

<委託会社の概況（2024年12月末日現在）>

- ・資本金の額 414億2,454万1,896円

- ・沿革

1959年12月12日	大和証券投資信託委託株式会社として設立
1960年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日	営業開始
1985年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
2007年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号)
2020年 4月 1日	大和アセットマネジメント株式会社に商号変更
2024年10月 1日	株式会社かんぽ生命保険と資本業務提携

- ・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 80.00
株式会社かんぽ生命保険	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	株 652,132	% 20.00

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### ① 主要投資対象

外国債券インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

#### ② 投資態度

イ. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、外国の公社債に投資し、投資成果をFTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

ロ. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

ハ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

※指標の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、<ファンドの特色>をご参照下さい。

### (2) 【投資対象】

#### ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
    - イ. 有価証券
      - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5)⑦、⑧および⑨に定めるものに限ります。）
    - ハ. 約束手形
  - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  10. コマーシャル・ペーパー
  11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
  13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
  17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをい

ます。)

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前14.の証券のうち投資法人債券ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

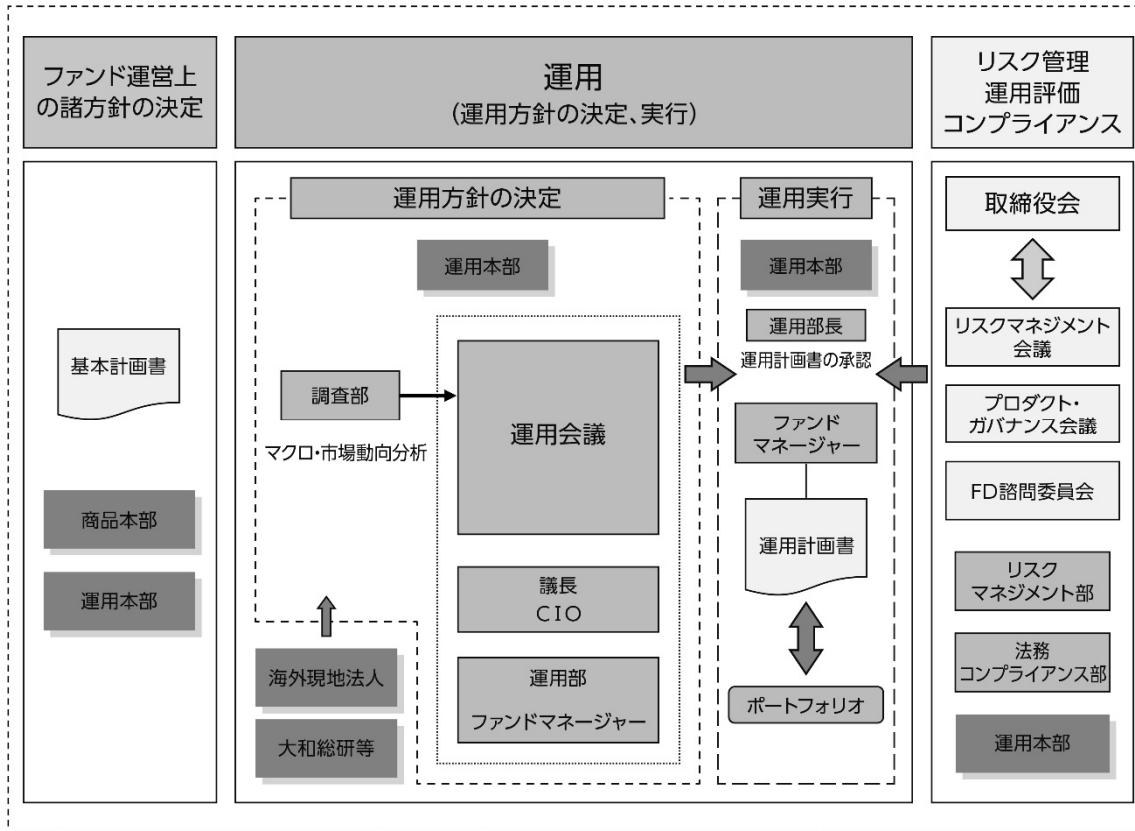
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、<ファンドの特色>をご参照下さい。

### (3) 【運用体制】

#### ① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



## ② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

### イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。  
ロ. 基本的な運用方針の決定

CIO が議長となり、原則として月 1 回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

### ハ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

## ③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

### イ. CIO (Chief Investment Officer) (1名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・基本的な運用方針の決定
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

### ロ. Deputy-CIO (0~5 名程度)

CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

### ハ. インベストメント・オフィサー (0~5 名程度)

CIO および Deputy-CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

### ニ. 運用部長 (各運用部に 1 名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ. 運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ リスクマネジメント会議、プロダクト・ガバナンス会議およびFD諮問委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は10~20名程度です。

イ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ. プロダクト・ガバナンス会議

経営会議の分科会として、運用状況・商品性およびこれらの開示の適切性について検証結果の報告を行ない、対応方針を審議・決定したうえでその実行状況を確認します。加えて、その他当社が運用するプロダクトの品質の維持・向上に関する事項の審議・決定・報告を行ないます。

ハ. FD諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※ 上記の運用体制は2024年12月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

① マザーファンドの受益証券（信託約款）

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式（信託約款）

イ. 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。

ロ. 委託会社は、信託財産に属する株式および株式を組入可能な投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式および株式を組入可能な投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

ハ. 前ロ.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式および株式を組入可能な投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 新株引受権証券等（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザ

一ファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### ④ 投資信託証券（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### ⑤ 投資する株式等の範囲（信託約款）

イ. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ. 前イ. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

#### ⑥ 同一銘柄の株式等（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ハ. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

ニ. 前ハ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### ⑦ 先物取引等（信託約款）

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図を

することができます。

ハ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(8) スワップ取引（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. 前ハ.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(9) 金利先渡取引および為替先渡取引（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ.において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)(3)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ.において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. 前ハ.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託

財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ.において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ.において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ヘ. 前ホ.においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ト. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

チ. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑩ デリバティブ取引等（信託約款）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑪ 同一銘柄の転換社債等（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑫ 有価証券の貸付け（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

ロ. 前イ.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を

行なうものとします。

⑬ 外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑭ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮ 外国為替予約取引（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ. 前イ. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ. 前ロ. においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ニ. 前ロ. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑯ 信用リスク集中回避（信託約款）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

⑰ 資金の借入れ（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参考> マザーファンド（外国債券インデックスマザーファンド）の概要

(1) 投資方針

① 主要投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ. 主として外国の公社債に投資し、投資成果を FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行なうことを基本とします。

ロ. 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

ハ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

① 委託会社は、信託金を、主として、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 外国通貨表示の新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

19. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21. 外国の者に対する権利で前20.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」とい、前13.の証券および前14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託会社は、信託金を、前①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。

② 株式および株式を組入可能な投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

③ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

### 3 【投資リスク】

#### (1) 価額変動リスク

当ファンドは、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいよう、よろしくお願ひ申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② 外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当

該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

なお、当ファンドにおいては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

#### ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

#### ③ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てるため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

### (2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

- ① 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お買付け、ご換金の申込みの受付けを中止することができます。
- ② ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

### (3) 他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、＜ファンドの特色＞の「●基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

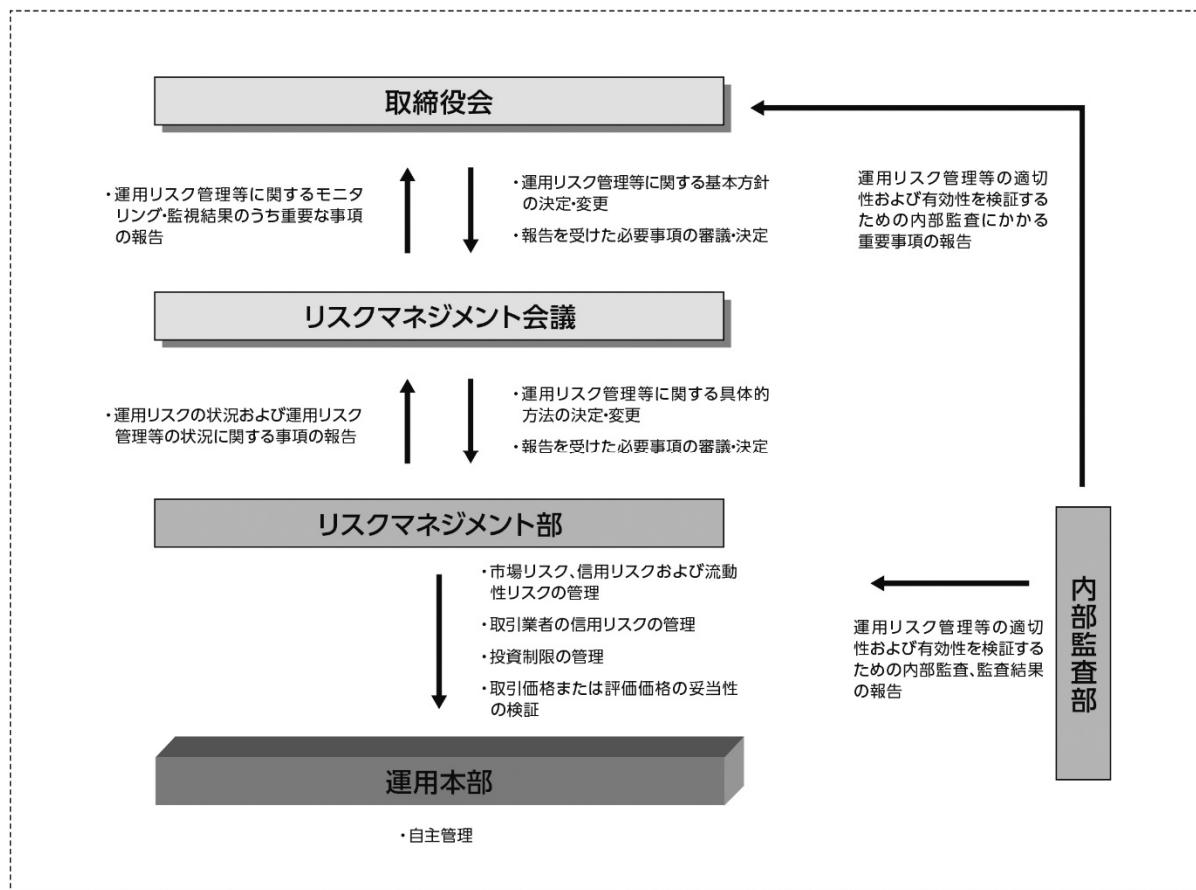
#### ※ 流動性リスクに関する事項

- ・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

### (4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。



#### ※ 流動性リスクに対する管理体制

- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行なっています。
- ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

## 参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。

②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

### ※資産クラスについて

日本株：配当込みTOPIX

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

### ※指標について

●配当込みTOPIXの指標値および同指標にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利・ノウハウおよび同指標にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指標の指標値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に對し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.（「MSCI」）が開発した指標です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドに基づいているインデックスに関する責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。（<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>）●NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指標の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成績等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指標は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指標を複製・使用・発布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.2%（税抜2.0%）となっております。

具体的な手数料の料率等については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。  
「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

### (2) 【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

ありません。

### (3) 【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.605%（税抜0.55%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.26%（税抜）	年率0.26%（税抜）	年率0.03%（税抜）

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から收受した後、販売会社に支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

### (4) 【その他の手数料等】

① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づ

いて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

(※) 「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<マザーファンドより支弁する手数料等>

信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

### ① 個人の投資者に対する課税

#### イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%および地方税 5%）となります。

#### ロ. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%および地方税 5%）となります。

#### ハ. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合せ下さい。

#### ※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。くわしくは、販売会社にお問合せ下さい。

さい。

② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税 15%）の税率で源泉徴収（※）され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税 15%および復興特別所得税 0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

<注1>個別元本について

- ① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。
- ④ 個別元本について、詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

<注2>収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 投資者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（※）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（※）上記は、2024年12月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

### (1) 【投資状況】 (2024年12月30日現在)

#### 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	6,977,386	99.64
内 日本	6,977,386	99.64
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	25,096	0.36
純資産総額	7,002,482	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

### (2) 【投資資産】 (2024年12月30日現在)

#### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

##### イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	外国債券インデックスマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,854,652	3.6431 6,756,788	3.7621 6,977,386	99.64

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

##### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.64%
合計	99.64%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

##### ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### ② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### ③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第 2 計算期間末 (2015 年 11 月 30 日)	1,308,221	1,308,221	1.1561	1.1561
第 3 計算期間末 (2016 年 11 月 30 日)	2,241,596	2,241,596	1.0574	1.0574
第 4 計算期間末 (2017 年 11 月 30 日)	2,472,906	2,472,906	1.1236	1.1236
第 5 計算期間末 (2018 年 11 月 30 日)	2,019,268	2,019,268	1.0983	1.0983
第 6 計算期間末 (2019 年 12 月 2 日)	7,069,937	7,069,937	1.1394	1.1394
第 7 計算期間末 (2020 年 11 月 30 日)	3,180,122	3,180,122	1.1835	1.1835
第 8 計算期間末 (2021 年 11 月 30 日)	2,343,055	2,343,055	1.2255	1.2255
第 9 計算期間末 (2022 年 11 月 30 日)	3,148,650	3,148,650	1.2275	1.2275
第 10 計算期間末 (2023 年 11 月 30 日)	9,013,606	9,013,606	1.3235	1.3235
2023 年 12 月末日	8,812,970	—	1.3244	—
2024 年 1 月末日	6,018,214	—	1.3469	—
2 月末日	6,182,813	—	1.3637	—
3 月末日	6,347,343	—	1.3800	—
4 月末日	6,554,320	—	1.4052	—
5 月末日	6,429,031	—	1.4121	—
6 月末日	6,739,173	—	1.4601	—
7 月末日	6,577,690	—	1.4065	—
8 月末日	6,494,306	—	1.3700	—
9 月末日	6,418,776	—	1.3724	—
10 月末日	6,770,677	—	1.4280	—
11 月末日	6,718,504	—	1.3985	—
第 11 計算期間末 (2024 年 12 月 2 日)	6,709,360	6,709,360	1.3965	1.3965
12 月末日	7,002,482	—	1.4414	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第 2 計算期間	0.0000
第 3 計算期間	0.0000

	1口当たり分配金(円)
第 4 計算期間	0.0000
第 5 計算期間	0.0000
第 6 計算期間	0.0000
第 7 計算期間	0.0000
第 8 計算期間	0.0000
第 9 計算期間	0.0000
第 10 計算期間	0.0000
第 11 計算期間	0.0000

(3) 【収益率の推移】

	収益率(%)
第 2 計算期間	△3.2
第 3 計算期間	△8.5
第 4 計算期間	6.3
第 5 計算期間	△2.3
第 6 計算期間	3.7
第 7 計算期間	3.9
第 8 計算期間	3.5
第 9 計算期間	0.2
第 10 計算期間	7.8
第 11 計算期間	5.5

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第 2 計算期間	188,712	170,624
第 3 計算期間	988,317	0
第 4 計算期間	3,167,992	3,086,917
第 5 計算期間	728,410	1,090,843
第 6 計算期間	5,053,404	687,067
第 7 計算期間	2,408,432	5,926,145
第 8 計算期間	873,373	1,648,581
第 9 計算期間	1,026,831	373,693
第 10 計算期間	4,809,613	564,136
第 11 計算期間	1,046,308	3,052,624

(参考) マザーファンド  
外国債券インデックスマザーファンド

(1) 投資状況 (2024年12月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	329,561,475,020	97.63
	内 ヨーロ	98,988,156,413
	内 中国	37,401,130,797
	内 シンガポール	1,183,190,219
	内 マレーシア	1,652,564,172
	内 イスラエル	981,866,029
	内 ノルウェー	449,279,632
	内 スウェーデン	470,488,647
	内 デンマーク	677,336,592
	内 イギリス	16,896,608,775
	内 ポーランド	1,667,863,602
	内 カナダ	6,186,807,335
	内 アメリカ	155,950,958,216
	内 メキシコ	2,303,723,398
	内 オーストラリア	3,954,516,301
	内 ニュージーランド	796,984,892
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	8,000,731,379	2.37
純資産総額	337,562,206,399	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(買建)	1,731,096,765	0.51
内 日本	1,731,096,765	0.51

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産 (2024年12月30日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	CHINA GOVERNMENT BOND	中国	国債証券	85,000,000	100.98 1,859,386,851	101.70 1,872,607,291	1.850000 2027/05/15	0.55



	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
24	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	7,000,000	94.40 1,045,275,585	94.39 1,045,231,294	1.125000 2026/10/31	0.31
25	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	6,700,000	99.87 1,058,491,840	97.21 1,030,301,000	4.125000 2032/11/15	0.31
26	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	8,000,000	82.41 1,042,849,104	80.94 1,024,361,025	0.625000 2030/08/15	0.30
27	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	6,700,000	95.76 1,014,902,019	94.85 1,005,300,177	2.875000 2028/08/15	0.30
28	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	7,000,000	90.08 997,441,953	89.61 992,226,758	0.750000 2028/01/31	0.29
29	CHINA GOVERNMENT BOND	中国	国債証券	44,000,000	102.43 976,307,555	104.00 991,319,460	2.280000 2031/03/25	0.29
30	CHINA GOVERNMENT BOND	中国	国債証券	44,000,000	100.68 959,694,381	103.69 988,374,267	2.110000 2034/08/25	0.29

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	97.63%
合計	97.63%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### ③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	賃建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	英ポンド買/円売 2025年1月	買建	295,000	57,271,816	58,644,857	0.02%
		ニュージーランド・ドル買/円売 2025年1月	買建	595,000	52,491,554	52,994,746	0.02%
		オフショア人民元買/円売 2025年1月	買建	26,825,000	556,578,360	580,512,483	0.17%
		米ドル買/円売 2025年1月	買建	3,052,000	475,309,857	482,262,300	0.14%
		スウェーデン・クローネ買/円売 2025年1月	買建	848,000	11,623,366	12,194,494	0.00%
		ノルウェー・クローネ買/円売 2025年1月	買建	1,911,000	25,771,172	26,608,572	0.01%
		カナダ・ドル買/円売 2025年1月	買建	671,000	72,177,138	73,596,623	0.02%

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
		メキシコ・ペソ買/円売 2025年1月	買建	14,865,000	108,144,361	115,171,047	0.03%
		ユーロ買/円売 2025年1 月	買建	1,997,000	324,038,591	329,111,643	0.10%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。



…(参考情報) ファンドの総経费率…

	総経费率 (①+②)	運用管理費用の比率 ①	その他費用の比率 ②
D-I's 外国債券インデックス	0.62%	0.61%	0.02%

※対象期間は2023年12月1日～2024年12月2日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧下さい。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受け付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合せ下さい。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

### 2【換金（解約）手続等】

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受け付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合せ下さい。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行ないません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または下記にお問合せ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・外国の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。

1. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）

2. 價格情報会社の提供する価額

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合せ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

2013年12月9日から2028年11月30日までとします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

## (4) 【計算期間】

毎年12月1日から翌年11月30日までとします。ただし、第1計算期間は、2013年12月9日から2014年11月30日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

## (5) 【その他】

### ① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）が改廃された場合、もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
3. 前2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 前2.から前4.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2.から前4.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

## ② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の1.から7.までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前1.の事項（前1.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
3. 前2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2.から前5.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1.から前6.までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前7.までの規定にしたがいます。

## ③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

## ④ 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を計算期間の末日および償還時に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
  - ・委託会社のホームページ  
アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>
3. 前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

## ⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

#### 4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

＜収益分配金および償還金にかかる請求権＞

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

＜換金請求権＞

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 挿金（解約）手続等」をご参照下さい。

### 第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間（2023年12月1日から2024年12月2日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2025年1月24日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋山 範之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 竹内 知明

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD—I's 外国債券インデックスの2023年12月1日から2024年12月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D—I's 外国債券インデックスの2024年12月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 1 【財務諸表】

### D-I's 外国債券インデックス

#### (1) 【貸借対照表】

	第 10 期 2023 年 11 月 30 日現在 金額 (円)	第 11 期 2024 年 12 月 2 日現在 金額 (円)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	410, 151	45, 463
親投資信託受益証券	8, 976, 509	6, 684, 291
未収入金	6, 441	-
流動資産合計	9, 393, 101	6, 729, 754
<b>資産合計</b>	<b>9, 393, 101</b>	<b>6, 729, 754</b>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	358, 688	-
未払受託者報酬	1, 077	1, 090
未払委託者報酬	19, 525	19, 119
その他未払費用	205	185
流動負債合計	379, 495	20, 394
<b>負債合計</b>	<b>379, 495</b>	<b>20, 394</b>
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	※1	6, 810, 560
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	2, 203, 046	1, 905, 116
(分配準備積立金)	587, 886	646, 703
元本等合計	9, 013, 606	6, 709, 360
<b>純資産合計</b>	<b>9, 013, 606</b>	<b>6, 709, 360</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>9, 393, 101</b>	<b>6, 729, 754</b>

(2) 【損益及び剰余金計算書】

	第 10 期 自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日 金額(円)	第 11 期 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日 金額(円)
営業収益		
有価証券売買等損益	552,366	422,793
営業収益合計	552,366	422,793
営業費用		
受託者報酬	1,729	2,189
委託者報酬	31,622	38,989
その他費用	387	383
営業費用合計	33,738	41,561
営業利益又は営業損失(△)	518,628	381,232
経常利益又は経常損失(△)	518,628	381,232
当期純利益又は当期純損失(△)	518,628	381,232
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	25,591	74,366
期首剰余金又は期首次損金(△)	583,567	2,203,046
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,258,969	384,567
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	1,258,969	384,567
剰余金減少額又は欠損金増加額	132,527	989,363
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	132,527	989,363
分配金	※1	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	2,203,046	1,905,116

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第11期 自 2023年12月1日 至 2024年12月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券  移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日  2024年11月30日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を2024年12月2日としております。このため、当計算期間は368日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第10期 2023年11月30日現在	第11期 2024年12月2日現在
1. ※1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	2,565,083円 4,809,613円 564,136円	6,810,560円 1,046,308円 3,052,624円
2. 計算期間末日における受益権の総数	6,810,560口	4,804,244口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第10期 自 2022年12月1日 至 2023年11月30日	第11期 自 2023年12月1日 至 2024年12月2日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(493,037円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,708,460円)及び分配準備積立金(94,849円)より分配対象額は2,296,346円(1万口当たり3,371.74円)であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(306,866円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,280,001円)及び分配準備積立金(339,837円)より分配対象額は1,926,704円(1万口当たり4,010.42円)であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第 11 期 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該額が異なることもあります。

## II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 11 期 2024 年 12 月 2 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 10 期 2023 年 11 月 30 日現在	第 11 期 2024 年 12 月 2 日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	545,366	344,812
合計	545,366	344,812

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第 10 期 2023 年 11 月 30 日現在	第 11 期 2024 年 12 月 2 日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 11 期 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	第 10 期 2023 年 11 月 30 日現在	第 11 期 2024 年 12 月 2 日現在
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1,3235 円 (13,235 円)	1,3965 円 (13,965 円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	外国債券インデックスマザーファンド	1,834,882	6,684,291	
親投資信託受益証券 合計			6,684,291	
合計			6,684,291	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「外国債券インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

**「外国債券インデックスマザーファンド」の状況**

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2023年11月30日現在 金額(円)	2024年12月2日現在 金額(円)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	4,395,766,728	3,265,896,841
コール・ローン	2,194,701,959	1,275,014,429
国債証券	274,718,308,942	319,553,739,746
派生商品評価勘定	3,136,806	1,328,423
未収入金	225,675	4,518,890,574
未収利息	2,015,893,116	2,514,700,486
前払費用	80,168,280	140,302,704
流動資産合計	283,408,201,506	331,269,873,203
資産合計	283,408,201,506	331,269,873,203
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	6,667,893	4,073,361
未払金	1,015,369	5,914,536,798
未払解約金	65,224,094	62,601,463
流動負債合計	72,907,356	5,981,211,622
負債合計	72,907,356	5,981,211,622
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	※1 82,595,678,754	89,294,936,390
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	200,739,615,396	235,993,725,191
元本等合計	283,335,294,150	325,288,661,581
純資産合計	283,335,294,150	325,288,661,581
負債純資産合計	283,408,201,506	331,269,873,203

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年總理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計算処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2023 年 11 月 30 日現在	2024 年 12 月 2 日現在
1. ※1 期首		
期首元本額	2022 年 12 月 1 日	2023 年 12 月 1 日
期中追加設定元本額	76,340,507,617 円	82,595,678,754 円
期中一部解約元本額	11,600,344,011 円	16,190,059,355 円
期末元本額の内訳	5,345,172,874 円	9,490,801,719 円
ファンド名		
ダイワ外国債券インデックス V	391,220,587 円	324,211,441 円
A		

区分	2023年11月30日現在	2024年12月2日現在
ダイワ国内重視バランスファン ド30VA(一般投資家私募)	7,319,300円	4,781,204円
ダイワ国内重視バランスファン ド50VA(一般投資家私募)	40,271,896円	30,636,462円
ダイワ国際分散バランスファン ド30VA(一般投資家私募)	15,003,665円	14,033,041円
ダイワ国際分散バランスファン ド50VA(一般投資家私募)	206,248,674円	166,011,488円
外国債券インデックスファンド (FOFs用)(適格機関投資家専 用)	566,369,227円	842,983,481円
外国債券インデックスファンド VA(適格機関投資家専用)	-円	618,852,106円
ダイワファンドラップ 外国債券 インデックス エマージングプラ ス(為替ヘッジなし)	804,205,846円	983,420,556円
ダイワファンドラップ 外国債券 インデックス(為替ヘッジな し)	3,747,848,437円	6,128,924,602円
ダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス エマ ージングプラス(為替ヘッジな し)	850,255,984円	1,136,925,687円
D—I's 外国債券インデック ス	2,616,753円	1,834,882円
DCダイワ・ターゲットイヤー 2050	19,605,277円	21,719,854円
iFree 外国債券インデック ス	2,159,651,283円	1,372,465,220円
iFree 8資産バランス	2,274,181,036円	2,783,422,183円
iFree 年金バランス	497,028,931円	654,931,679円
DCダイワ・ターゲットイヤー 2060	317,728円	2,273,344円
DCダイワ外国債券インデック ス	51,424,951,579円	51,547,640,284円
ダイワ・ライフ・バランス30	1,152,680,509円	1,194,034,129円
ダイワ・ライフ・バランス50	811,578,029円	928,965,590円
ダイワ・ライフ・バランス70	624,049,099円	743,852,613円
DCダイワ・ワールドアセット (六つの羽/安定コース)	691,231,526円	741,160,878円
DCダイワ・ワールドアセット (六つの羽/6分散コース)	546,358,716円	608,421,588円
DCダイワ・ワールドアセット (六つの羽/成長コース)	218,171,346円	292,249,850円
DCダイワ・ターゲットイヤー 2030	36,831,686円	36,879,849円
DCダイワ・ターゲットイヤー 2040	18,569,302円	22,326,311円
ダイワつみたてインデックス外 国債券	1,946,640,644円	2,472,851,337円

区分	2023年11月30日現在	2024年12月2日現在
ダイワつみたてインデックスバランス30	4,601,402 円	5,041,201 円
ダイワつみたてインデックスバランス50	1,919,154 円	2,514,030 円
ダイワつみたてインデックスバランス70	3,291,011 円	8,864,908 円
ダイワ先進国債券インデックス (為替ヘッジなし) (ラップ専用)	1,093,939,740 円	2,502,295,766 円
ダイワ世界バランスファンド40VA	93,247,794 円	87,623,017 円
ダイワ世界バランスファンド60VA	25,462,305 円	26,313,609 円
ダイワ・バランスファンド35VA	2,826,420,113 円	2,422,802,891 円
ダイワ・バランスファンド25VA (適格機関投資家専用)	174,572,917 円	150,695,281 円
スタイル9 (4資産分散・保守型)	-円	220,791 円
スタイル9 (4資産分散・バランス型)	-円	2,520,283 円
スタイル9 (4資産分散・積極型)	-円	2,277,327 円
スタイル9 (6資産分散・保守型)	-円	50,244 円
スタイル9 (6資産分散・バランス型)	-円	1,709,577 円
スタイル9 (6資産分散・積極型)	-円	599,353 円
スタイル9 (8資産分散・保守型)	-円	76,963 円
スタイル9 (8資産分散・バランス型)	-円	1,684,869 円
スタイル9 (8資産分散・積極型)	-円	1,889,635 円
ダイワ先進国債券インデックス (為替ヘッジなし) (投資一任専用)	-円	2,705,214 円
ダイワ・インデックスセレクト 外国債券	160,388,033 円	132,221,944 円
ダイワ・ノーロード 外国債券ファンド	66,632,761 円	68,212,649 円
ダイワ外国債券インデックス (為替ヘッジなし) (ダイワSMA専用)	3,178,053,407 円	4,076,068,144 円
ダイワ投信俱楽部外国債券インデックス	5,811,265,010 円	6,022,461,217 円
ダイワライフスタイル25	26,830,233 円	25,044,104 円
ダイワライフスタイル50	59,333,757 円	58,177,404 円
ダイワライフスタイル75	16,514,057 円	17,056,310 円

区分	2023年11月30日現在	2024年12月2日現在
計	82,595,678,754 円	89,294,936,390 円
2. 期末日における受益権の総数	82,595,678,754 口	89,294,936,390 口

(金融商品に関する注記)

#### I 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2023年12月1日 至 2024年12月2日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用してしております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

#### II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年12月2日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。  (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2023年11月30日現在	2024年12月2日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	△6,503,057,307	8,215,890,678
合計	△6,503,057,307	8,215,890,678

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種類	2023年11月30日現在			2024年12月2日現在		
	契約額等 (円)	時価 うち 1年超 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	時価 うち 1年超 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引						
為替予約取引						
売建	-	-	-	476,962,250	-	475,765,323
オーストラリア・ドル	-	-	-	89,511,064	-	89,254,590
シンガポール・ドル	-	-	-	45,701,997	-	45,642,511
デンマーク・クローネ	-	-	-	128,416,184	-	128,048,469
ユーロ	-	-	-	213,333,005	-	212,819,753
買建	1,999,333,300	-	1,995,802,213	△3,531,087	1,656,792,290	-
アメリカ・ドル	493,745,664	-	489,320,447	△4,425,217	398,967,188	-
イギリス・ポンド	49,001,213	-	48,927,699	△73,514	333,726,431	-
イスラエル・シェケル	20,745,465	-	22,211,377	1,465,912	53,402,839	-
オーストラリア・ドル	7,724,319	-	7,697,515	△26,804	-	-
オランダ・ユーロ	1,040,150,311	-	1,041,531,390	1,381,079	483,104,282	-
人民元						482,482,694
カナダ・ドル	28,848,147	-	28,769,881	△78,266	38,156,338	-
シンガポール・ドル	16,185,993	-	16,214,908	28,915	-	38,082,332
スウェーデン・クローネ	-	-	-	-	11,630,489	-
ニュージーランド・ドル	-	-	-	-	11,623,366	△7,123
クローナ・ノルウェー・クローネ	-	-	-	-	52,620,253	-
ポーランド・ズロチ	-	-	-	-	25,831,178	-
メキシコ・ペソ	-	-	-	-	91,035,683	-
					108,926,260	-
					108,144,361	△781,899

種類	2023年11月30日現在			2024年12月2日現在		
	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1年超			うち 1年超	
ユーロ	342,932,188	-	341,128,996	△1,803,192	59,391,349	-
合計	1,999,333,300	-	1,995,802,213	△3,531,087	2,133,754,540	-
					2,128,615,748	△2,744,938

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
  - ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
  - ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
    - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1 口当たり情報)

	2023年11月30日現在	2024年12月2日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.4304 円 (34,304 円)	3.6429 円 (36,429 円)

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### (1) 株式

該当事項はありません。

#### (2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	6% United States Treasury Note/Bond 20260215	855,000.000	873,562.050	
		6.125% United States Treasury Note/Bond 20271115	709,000.000	749,072.680	
		5.25% United States Treasury Note/Bond 20281115	738,000.000	769,128.840	
		6.25% United States Treasury Note/Bond 20300515	714,000.000	788,355.960	
		5.375% United States Treasury Note/Bond 20310215	2,391,000.000	2,559,661.140	
		4.5% United States Treasury Note/Bond 20360215	1,176,000.000	1,217,383.440	
		5% United States Treasury Note/Bond 20370515	847,000.000	912,473.100	
		4.375% United States Treasury Note/Bond 20380215	548,000.000	555,661.040	
		4.5% United States Treasury Note/Bond 20380515	519,000.000	532,276.020	
		3.5% United States Treasury Note/Bond 20390215	1,049,000.000	962,740.730	
		4.25% United States Treasury Note/Bond 20390515	1,121,000.000	1,114,161.900	
		4.5% United States Treasury Note/Bond 20390815	1,060,000.000	1,080,701.800	
		4.375% United States Treasury Note/Bond 20391115	1,210,000.000	1,216,400.900	
		4.625% United States Treasury Note/Bond 20400215	1,010,000.000	1,042,663.400	
		4.375% United States Treasury Note/Bond 20400515	678,000.000	681,071.340	
		3.875% United States Treasury Note/Bond 20400815	1,091,000.000	1,032,904.250	
		4.25% United States Treasury Note/Bond 20401115	1,469,000.000	1,452,091.810	
		4.75% United States Treasury Note/Bond 20410215	1,254,000.000	1,312,110.360	
		4.375% United States Treasury Note/Bond 20410515	1,365,000.000	1,367,265.900	
		3.75% United States Treasury Note/Bond 20410815	1,517,000.000	1,403,164.320	
		3.125% United States Treasury Note/Bond 20411115	1,450,000.000	1,228,976.500	
		3.125% United States Treasury Note/Bond 20420215	1,623,000.000	1,369,519.860	
		3% United States Treasury Note/Bond 20420515	1,353,000.000	1,115,156.130	
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20420815	5,231,000.000	4,133,588.510	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20421115	1,630,000.000	1,282,695.900	
		3.125% United States Treasury Note/Bond 20430215	2,626,000.000	2,182,862.500	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20430515	2,298,000.000	1,832,471.160	
		3.625% United States Treasury Note/Bond 20430815	3,214,000.000	2,863,577.580	
		3.75% United States Treasury Note/Bond 20431115	2,081,000.000	1,883,700.390	
		3.625% United States Treasury Note/Bond 20440215	4,307,000.000	3,818,887.690	
		3.375% United States Treasury Note/Bond 20440515	1,327,000.000	1,131,785.030	
		3.125% United States Treasury Note/Bond 20440815	1,929,000.000	1,577,999.160	
		3% United States Treasury Note/Bond 20441115	2,746,000.000	2,195,509.380	
		2.5% United States Treasury Note/Bond 20450215	3,863,000.000	2,829,183.940	
		3% United States Treasury Note/Bond 20450515	1,835,000.000	1,462,898.700	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20450815	1,873,000.000	1,459,179.380	
		3% United States Treasury Note/Bond 20451115	659,000.000	523,384.390	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20260215	4,866,000.000	4,715,445.960	
		2.5% United States Treasury Note/Bond 20460215	1,148,000.000	830,819.080	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20260515	7,729,000.000	7,444,572.800	
		2.5% United States Treasury Note/Bond 20460515	2,823,000.000	2,036,286.360	
		1.5% United States Treasury Note/Bond 20260815	5,400,000.000	5,161,212.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20460815	2,780,000.000	1,904,077.600	
		2% United States Treasury Note/Bond 20261115	5,300,000.000	5,085,297.000	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20461115	1,000,000.000	769,490.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20270215	3,640,000.000	3,495,237.200	
		3% United States Treasury Note/Bond 20470215	2,345,000.000	1,839,887.000	
		2.375% United States Treasury Note/Bond 20270515	6,400,000.000	6,138,496.000	
		3% United States Treasury Note/Bond 20470515	2,000,000.000	1,566,480.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20270815	5,900,000.000	5,621,107.000	
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20470815	2,450,000.000	1,829,684.500	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20271115	5,500,000.000	5,216,585.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20471115	2,500,000.000	1,863,375.000	
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20280215	6,350,000.000	6,092,634.500	
		3% United States Treasury Note/Bond 20480215	3,000,000.000	2,338,290.000	
		3.125% United States Treasury Note/Bond 20480515	3,800,000.000	3,025,446.000	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20280515	6,500,000.000	6,241,235.000	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20280815	6,700,000.000	6,416,121.000	
		3% United States Treasury Note/Bond 20480815	3,220,000.000	2,502,712.800	
		3.125% United States Treasury Note/Bond 20281115	3,700,000.000	3,568,687.000	
		3.375% United States Treasury Note/Bond 20481115	3,020,000.000	2,508,593.200	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20251130	3,000,000.000	2,956,980.000	
		2.625% United States Treasury Note/Bond 20251231	1,500,000.000	1,473,330.000	
		2.625% United States Treasury Note/Bond 20290215	6,600,000.000	6,225,780.000	
		2.625% United States Treasury Note/Bond 20260131	2,500,000.000	2,452,675.000	
		3% United States Treasury Note/Bond 20490215	4,700,000.000	3,645,226.000	
		2.5% United States Treasury Note/Bond 20260228	2,500,000.000	2,446,625.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20260331	2,500,000.000	2,435,350.000	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20490515	4,150,000.000	3,137,856.500	
		2.375% United States Treasury Note/Bond 20290515	3,900,000.000	3,630,549.000	
		2.375% United States Treasury Note/Bond 20260430	2,800,000.000	2,728,460.000	
		2.125% United States Treasury Note/Bond 20260531	3,000,000.000	2,908,050.000	
		1.875% United States Treasury Note/Bond 20260630	2,800,000.000	2,700,460.000	
		1.875% United States Treasury Note/Bond 20260731	2,500,000.000	2,406,725.000	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20290815	4,700,000.000	4,213,456.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20490815	2,200,000.000	1,458,402.000	
		1.375% United States Treasury Note/Bond 20260831	2,800,000.000	2,667,532.000	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20260930	2,500,000.000	2,388,075.000	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20261031	3,000,000.000	2,860,710.000	
		1.75% United States Treasury Note/Bond 20291115	5,350,000.000	4,801,625.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2.375% United States Treasury Note/Bond 20491115	4,500,000.000	3,061,665.000	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20261130	2,000,000.000	1,903,420.000	
		1.75% United States Treasury Note/Bond 20261231	2,500,000.000	2,381,250.000	
		1.5% United States Treasury Note/Bond 20300215	5,000,000.000	4,394,400.000	
		1.5% United States Treasury Note/Bond 20270131	6,500,000.000	6,143,995.000	
		2% United States Treasury Note/Bond 20500215	4,400,000.000	2,741,024.000	
		1.125% United States Treasury Note/Bond 20270228	300,000.000	280,710.000	
		0.625% United States Treasury Note/Bond 20270331	1,600,000.000	1,476,560.000	
		0.625% United States Treasury Note/Bond 20300515	6,800,000.000	5,652,364.000	
		0.5% United States Treasury Note/Bond 20270430	2,400,000.000	2,201,232.000	
		1.25% United States Treasury Note/Bond 20500515	1,000,000.000	511,540.000	
		1.125% United States Treasury Note/Bond 20400515	4,000,000.000	2,542,400.000	
		0.5% United States Treasury Note/Bond 20270531	3,500,000.000	3,200,435.000	
		0.5% United States Treasury Note/Bond 20270630	3,500,000.000	3,191,895.000	
		0.625% United States Treasury Note/Bond 20300815	8,000,000.000	6,592,800.000	
		0.375% United States Treasury Note/Bond 20270731	5,000,000.000	4,531,600.000	
		1.375% United States Treasury Note/Bond 20500815	6,200,000.000	3,265,974.000	
		1.125% United States Treasury Note/Bond 20400815	5,000,000.000	3,150,050.000	
		0.5% United States Treasury Note/Bond 20270831	3,500,000.000	3,173,905.000	
		0.375% United States Treasury Note/Bond 20270930	4,000,000.000	3,603,400.000	
		0.875% United States Treasury Note/Bond 20301115	9,800,000.000	8,151,934.000	
		0.5% United States Treasury Note/Bond 20271031	4,000,000.000	3,606,680.000	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20501115	6,800,000.000	3,826,700.000	
		1.375% United States Treasury Note/Bond 20401115	5,100,000.000	3,331,932.000	
		0.375% United States Treasury Note/Bond 20251130	5,100,000.000	4,903,344.000	
		0.625% United States Treasury Note/Bond 20271130	5,000,000.000	4,512,750.000	
		0.625% United States Treasury Note/Bond 20271231	5,000,000.000	4,499,600.000	
		0.375% United States Treasury Note/Bond 20251231	5,000,000.000	4,792,650.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		0. 75% United States Treasury Note/Bond 20280131	7, 000, 000. 000	6, 305, 740. 000	
		1. 875% United States Treasury Note/Bond 20510215	5, 900, 000. 000	3, 541, 357. 000	
		1. 125% United States Treasury Note/Bond 20310215	10, 700, 000. 000	8, 990, 675. 000	
		0. 375% United States Treasury Note/Bond 20260131	5, 000, 000. 000	4, 777, 300. 000	
		1. 125% United States Treasury Note/Bond 20280229	5, 000, 000. 000	4, 548, 900. 000	
		1. 875% United States Treasury Note/Bond 20410215	4, 700, 000. 000	3, 319, 892. 000	
		0. 5% United States Treasury Note/Bond 20260228	3, 000, 000. 000	2, 863, 350. 000	
		1. 25% United States Treasury Note/Bond 20280331	4, 000, 000. 000	3, 645, 360. 000	
		0. 75% United States Treasury Note/Bond 20260331	4, 000, 000. 000	3, 818, 960. 000	
		1. 625% United States Treasury Note/Bond 20310515	8, 700, 000. 000	7, 477, 389. 000	
		0. 75% United States Treasury Note/Bond 20260430	4, 500, 000. 000	4, 284, 900. 000	
		1. 25% United States Treasury Note/Bond 20280430	6, 000, 000. 000	5, 455, 140. 000	
		2. 375% United States Treasury Note/Bond 20510515	6, 400, 000. 000	4, 325, 248. 000	
		2. 25% United States Treasury Note/Bond 20410515	3, 800, 000. 000	2, 840, 538. 000	
		1. 25% United States Treasury Note/Bond 20280531	6, 000, 000. 000	5, 444, 520. 000	
		0. 75% United States Treasury Note/Bond 20260531	4, 400, 000. 000	4, 178, 108. 000	
		1. 25% United States Treasury Note/Bond 20280630	5, 000, 000. 000	4, 526, 550. 000	
		0. 875% United States Treasury Note/Bond 20260630	5, 000, 000. 000	4, 744, 900. 000	
		1. 25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20310815	10, 300, 000. 000	8, 574, 544. 000	
		2% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20510815	3, 900, 000. 000	2, 405, 871. 000	
		1. 75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20410815	5, 700, 000. 000	3, 894, 810. 000	
		0. 625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260731	6, 000, 000. 000	5, 655, 660. 000	
		1% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280731	5, 000, 000. 000	4, 474, 500. 000	
		1. 125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280831	5, 000, 000. 000	4, 484, 550. 000	
		0. 75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260831	5, 000, 000. 000	4, 710, 900. 000	
		1. 25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280930	5, 000, 000. 000	4, 496, 450. 000	
		0. 875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260930	3, 500, 000. 000	3, 296, 405. 000	
		1. 375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20311115	10, 000, 000. 000	8, 341, 200. 000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		1. 875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20511115	6,600,000.000	3,933,666.000	
		2% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20411115	4,000,000.000	2,833,040.000	
		1. 375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20281031	6,000,000.000	5,412,480.000	
		1. 125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20261031	7,000,000.000	6,608,140.000	
		1. 25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20261130	4,000,000.000	3,777,480.000	
		1. 5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20281130	5,600,000.000	5,065,648.000	
		1. 375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20281231	4,000,000.000	3,593,120.000	
		1. 25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20261231	4,000,000.000	3,769,840.000	
		1. 875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20320215	5,400,000.000	4,641,246.000	
		1. 75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290131	4,300,000.000	3,915,236.000	
		2. 25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20520215	6,900,000.000	4,509,771.000	
		2. 375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20420215	2,500,000.000	1,874,500.000	
		1. 875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290228	5,000,000.000	4,569,700.000	
		1. 875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20270228	5,000,000.000	4,757,000.000	
		2. 375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290331	3,000,000.000	2,795,190.000	
		2. 5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20270331	5,000,000.000	4,819,900.000	
		2. 875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20320515	9,300,000.000	8,544,003.000	
		2. 875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20520515	5,000,000.000	3,756,050.000	
		3. 25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20420515	1,500,000.000	1,283,085.000	
		2. 875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290430	3,000,000.000	2,851,920.000	
		2. 75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20270430	3,000,000.000	2,905,410.000	
		2. 75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290531	6,000,000.000	5,669,160.000	
		2. 625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20270531	2,000,000.000	1,928,740.000	
		3. 25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290630	4,000,000.000	3,858,400.000	
		3. 25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20270630	3,000,000.000	2,936,580.000	
		2. 75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20270731	4,070,000.000	3,928,567.500	
		2. 75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20320815	9,500,000.000	8,624,385.000	
		3% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20520815	5,200,000.000	4,011,280.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		3. 375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20420815	2,000,000.000	1,736,400.000	
		2. 625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290731	3,360,000.000	3,151,411.200	
		3. 125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20270831	2,500,000.000	2,435,400.000	
		3. 125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290831	3,500,000.000	3,353,070.000	
		3. 875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290930	2,500,000.000	2,475,175.000	
		4. 125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20270930	3,500,000.000	3,500,805.000	
		4. 125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20271031	3,000,000.000	3,001,500.000	
		4. 125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20321115	6,700,000.000	6,691,692.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20521115	3,700,000.000	3,450,657.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20291031	3,000,000.000	2,987,220.000	
		3. 875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20291130	2,500,000.000	2,474,750.000	
		3. 875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20271130	3,000,000.000	2,979,960.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20421115	2,500,000.000	2,364,975.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20251215	3,500,000.000	3,487,820.000	
		3. 875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260115	1,500,000.000	1,493,085.000	
		3. 875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20291231	5,000,000.000	4,948,000.000	
		3. 875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20271231	1,500,000.000	1,489,995.000	
		3. 5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20300131	5,000,000.000	4,860,400.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260215	3,500,000.000	3,487,820.000	
		3. 5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20330215	8,000,000.000	7,630,240.000	
		3. 875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20430215	2,500,000.000	2,318,925.000	
		3. 625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20530215	4,500,000.000	3,922,875.000	
		3. 5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280131	3,700,000.000	3,632,549.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20300228	4,000,000.000	3,980,000.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280229	3,000,000.000	2,989,140.000	
		4. 625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260315	2,500,000.000	2,510,250.000	
		3. 625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20300331	1,800,000.000	1,758,960.000	
		3. 625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280331	3,700,000.000	3,643,908.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		3. 75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260415	2,000,000.000	1,986,320.000	
		3. 5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20300430	3,000,000.000	2,912,610.000	
		3. 5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280430	2,000,000.000	1,961,120.000	
		3. 625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260515	4,000,000.000	3,965,000.000	
		3. 375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20330515	7,800,000.000	7,357,584.000	
		3. 625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20530515	5,600,000.000	4,886,840.000	
		3. 875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20430515	2,500,000.000	2,314,500.000	
		3. 625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280531	3,700,000.000	3,641,318.000	
		3. 75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20300531	1,500,000.000	1,473,450.000	
		4. 125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260615	3,000,000.000	2,994,540.000	
		3. 75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20300630	3,000,000.000	2,946,420.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280630	3,500,000.000	3,486,910.000	
		4. 5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260715	5,000,000.000	5,020,400.000	
		4. 125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280731	3,500,000.000	3,500,735.000	
		3. 875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20330815	11,000,000.000	10,753,930.000	
		4. 375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260815	6,000,000.000	6,015,300.000	
		4. 125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20530815	5,000,000.000	4,771,750.000	
		4. 375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20430815	2,300,000.000	2,275,873.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20300731	3,000,000.000	2,982,810.000	
		4. 125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20300831	3,100,000.000	3,100,279.000	
		4. 375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280831	3,000,000.000	3,025,710.000	
		4. 625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260915	3,000,000.000	3,020,790.000	
		4. 625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20300930	1,500,000.000	1,538,895.000	
		4. 625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280930	4,200,000.000	4,274,298.000	
		4. 625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20261015	1,000,000.000	1,007,500.000	
		4. 875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20281031	6,000,000.000	6,162,720.000	
		4. 5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20331115	10,000,000.000	10,231,600.000	
		4. 625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20261115	3,800,000.000	3,830,248.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		4.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20431115	2,300,000.000	2,386,503.000	
		4.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20301031	3,100,000.000	3,221,675.000	
		4.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20531115	5,300,000.000	5,609,785.000	
		4.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20251130	3,500,000.000	3,517,395.000	
		4.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20301130	3,000,000.000	3,039,720.000	
		4.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20281130	4,000,000.000	4,038,480.000	
		4.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20261215	2,000,000.000	2,007,340.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20310131	2,000,000.000	1,986,520.000	
		3.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20301231	4,500,000.000	4,411,215.000	
		4.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20251231	3,000,000.000	2,997,060.000	
		4.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260131	6,000,000.000	5,995,020.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290131	4,800,000.000	4,779,456.000	
		3.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20281231	1,000,000.000	986,460.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20270115	1,000,000.000	996,600.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20340215	8,200,000.000	8,078,230.000	
		4.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20270215	4,000,000.000	3,996,160.000	
		4.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20540215	4,400,000.000	4,298,844.000	
		4.5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20440215	3,000,000.000	3,008,880.000	
		4.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20310228	3,600,000.000	3,623,904.000	
		4.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260228	5,000,000.000	5,018,550.000	
		4.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290228	5,200,000.000	5,228,132.000	
		4.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20270315	5,000,000.000	5,010,350.000	
		4.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290331	5,000,000.000	5,002,800.000	
		4.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20310331	2,000,000.000	1,999,600.000	
		4.5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260331	5,200,000.000	5,213,780.000	
		4.5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20270415	5,000,000.000	5,038,950.000	
		4.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260430	2,500,000.000	2,520,400.000	
		4.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20340515	8,500,000.000	8,617,470.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		4. 5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20270515	4,000,000.000	4,032,640.000	
		4. 625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290430	2,500,000.000	2,552,075.000	
		4. 625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20310430	1,600,000.000	1,644,400.000	
		4. 625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20540515	7,000,000.000	7,278,880.000	
		4. 625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20440515	3,500,000.000	3,566,150.000	
		4. 5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290531	5,600,000.000	5,692,624.000	
		4. 875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260531	5,000,000.000	5,043,750.000	
		4. 625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20310531	2,300,000.000	2,364,009.000	
		4. 625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20270615	4,500,000.000	4,553,325.000	
		4. 625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260630	4,000,000.000	4,023,040.000	
		4. 25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20310630	2,500,000.000	2,517,275.000	
		4. 25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290630	100,000.000	100,609.000	
		4. 375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20270715	2,200,000.000	2,213,574.000	
		4. 375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260731	4,200,000.000	4,209,492.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290731	8,300,000.000	8,266,385.000	
		4. 125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20310731	5,000,000.000	4,998,200.000	
		3. 875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20340815	10,500,000.000	10,233,300.000	
		3. 75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20270815	7,000,000.000	6,933,360.000	
		4. 25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20540815	4,500,000.000	4,402,260.000	
		3. 75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20310831	4,000,000.000	3,910,200.000	
		4. 125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20440815	1,800,000.000	1,713,924.000	
		3. 75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260831	4,500,000.000	4,464,135.000	
		3. 625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290831	5,000,000.000	4,901,350.000	
		3. 375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20270915	1,000,000.000	980,740.000	
		3. 5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260930	4,500,000.000	4,444,425.000	
		3. 5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290930	800,000.000	779,464.000	
		3. 625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20310930	2,300,000.000	2,231,345.000	
		3. 875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20271015	1,310,000.000	1,301,445.700	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		4. 125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20291031	5,000,000.000	5,008,350.000	
		4. 25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20341115	1,900,000.000	1,908,740.000	
		4. 125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20271115	4,200,000.000	4,201,470.000	
		4. 5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20541115	2,600,000.000	2,659,696.000	
		4. 125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20261031	5,700,000.000	5,694,300.000	
		4. 125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20311031	5,800,000.000	5,806,322.000	
	アメリカ・ドル	小計		1,005,944,295.080 (151,112,952,007)	
	イギリス・ポンド	2.5% United Kingdom Gilt 20650722	1,282,000.000	786,109.580	
		1.5% United Kingdom Gilt 20260722	1,465,000.000	1,404,773.850	
		1.5% United Kingdom Gilt 20470722	1,760,000.000	980,830.400	
		1.75% United Kingdom Gilt 20370907	1,450,000.000	1,079,380.000	
		1.75% United Kingdom Gilt 20570722	1,810,000.000	935,100.300	
		1.25% United Kingdom Gilt 20270722	2,610,000.000	2,430,719.100	
		1.625% United Kingdom Gilt 20281022	1,500,000.000	1,377,120.000	
		1.625% United Kingdom Gilt 20711022	1,740,000.000	778,128.000	
		1.75% United Kingdom Gilt 20490122	1,210,000.000	698,775.000	
		1.625% United Kingdom Gilt 20541022	1,150,000.000	586,845.000	
		0.875% United Kingdom Gilt 20291022	1,500,000.000	1,299,780.000	
		1.25% United Kingdom Gilt 20411022	1,190,000.000	730,660.000	
		0.375% United Kingdom Gilt 20301022	1,300,000.000	1,057,680.000	
		0.5% United Kingdom Gilt 20611022	2,750,000.000	830,142.500	
		0.125% United Kingdom Gilt 20260130	1,500,000.000	1,437,060.000	
		0.125% United Kingdom Gilt 20280131	1,600,000.000	1,423,104.000	
		0.625% United Kingdom Gilt 20501022	1,700,000.000	679,252.000	
		0.625% United Kingdom Gilt 20350731	3,700,000.000	2,554,110.000	
		0.25% United Kingdom Gilt 20310731	2,500,000.000	1,955,875.000	
		0.875% United Kingdom Gilt 20460131	1,500,000.000	739,800.000	
		0.375% United Kingdom Gilt 20261022	2,700,000.000	2,520,990.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		1. 25% United Kingdom Gilt 20510731	1, 800, 000. 000	861, 768. 000	
		1. 125% UNITED KINGDOM GILT 20390131	2, 100, 000. 000	1, 372, 497. 000	
		0. 5% UNITED KINGDOM GILT 20290131	2, 700, 000. 000	2, 344, 194. 000	
		0. 875% UNITED KINGDOM GILT 20330731	4, 000, 000. 000	3, 049, 920. 000	
		1. 5% UNITED KINGDOM GILT 20530731	1, 300, 000. 000	648, 180. 000	
		1% UNITED KINGDOM GILT 20320131	3, 600, 000. 000	2, 917, 548. 000	
		1. 125% UNITED KINGDOM GILT 20731022	820, 000. 000	299, 086. 800	
		4. 125% UNITED KINGDOM GILT 20270129	2, 000, 000. 000	1, 994, 600. 000	
		3. 75% UNITED KINGDOM GILT 20380129	1, 000, 000. 000	933, 400. 000	
		3. 25% UNITED KINGDOM GILT 20330131	2, 600, 000. 000	2, 433, 236. 000	
		3. 75% UNITED KINGDOM GILT 20531022	2, 500, 000. 000	2, 100, 500. 000	
		4% UNITED KINGDOM GILT 20631022	1, 000, 000. 000	871, 700. 000	
		4. 5% UNITED KINGDOM GILT 20280607	2, 200, 000. 000	2, 226, 774. 000	
		4. 625% UNITED KINGDOM GILT 20340131	2, 000, 000. 000	2, 058, 600. 000	
		4. 75% UNITED KINGDOM GILT 20431022	1, 500, 000. 000	1, 505, 100. 000	
		3. 75% UNITED KINGDOM GILT 20270307	1, 900, 000. 000	1, 879, 993. 000	
		4. 375% UNITED KINGDOM GILT 20540731	1, 080, 000. 000	1, 014, 876. 000	
		4% UNITED KINGDOM GILT 20311022	1, 500, 000. 000	1, 487, 385. 000	
		4. 125% UNITED KINGDOM GILT 20290722	2, 100, 000. 000	2, 102, 541. 000	
		4. 25% UNITED KINGDOM GILT 20340731	1, 100, 000. 000	1, 100, 165. 000	
		4. 375% UNITED KINGDOM GILT 20400131	900, 000. 000	883, 440. 000	
		4. 375% UNITED KINGDOM GILT 20280307	800, 000. 000	805, 104. 000	
		6% United Kingdom Gilt 20281207	949, 000. 000	1, 020, 099. 080	
		4. 25% United Kingdom Gilt 20320607	1, 040, 000. 000	1, 050, 212. 800	
		4. 25% United Kingdom Gilt 20360307	1, 362, 000. 000	1, 351, 512. 600	
		4. 75% United Kingdom Gilt 20381207	1, 757, 000. 000	1, 809, 850. 560	
		4. 25% United Kingdom Gilt 20551207	1, 708, 000. 000	1, 575, 271. 320	
		4. 25% United Kingdom Gilt 20461207	1, 366, 000. 000	1, 275, 980. 600	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		4.25% United Kingdom Gilt 20271207	1,232,000.000	1,239,884.800	
		4.5% United Kingdom Gilt 20421207	2,116,000.000	2,079,816.400	
		4.75% United Kingdom Gilt 20301207	2,300,000.000	2,389,056.000	
		4.25% United Kingdom Gilt 20491207	1,343,000.000	1,247,835.020	
		4.25% United Kingdom Gilt 20390907	1,846,000.000	1,793,758.200	
		4.5% United Kingdom Gilt 20340907	1,560,000.000	1,593,664.800	
		4% United Kingdom Gilt 20600122	1,174,000.000	1,034,740.120	
		4.25% United Kingdom Gilt 20401207	1,577,000.000	1,519,439.500	
		3.75% United Kingdom Gilt 20520722	1,552,000.000	1,315,630.400	
		3.25% United Kingdom Gilt 20440122	2,466,000.000	2,020,147.200	
		3.5% United Kingdom Gilt 20680722	1,386,000.000	1,096,048.800	
		3.5% United Kingdom Gilt 20450122	1,524,000.000	1,285,951.200	
		イギリス・ポンド 小計		87,875,741.930 (16,757,903,986)	
イスラエル・シ ュケル		6.25% Israel Government Bond - Fixed 20261030	1,800,000.000	1,864,134.000	
		5.5% Israel Government Bond - Fixed 20420131	2,200,000.000	2,395,030.000	
		2% Israel Government Bond - Fixed 20270331	1,800,000.000	1,710,198.000	
		3.75% Israel Government Bond - Fixed 20470331	2,400,000.000	2,040,288.000	
		2.25% Israel Government Bond - Fixed 20280928	1,200,000.000	1,114,152.000	
		1% Israel Government Bond - Fixed 20300331	2,400,000.000	2,027,472.000	
		1.5% Israel Government Bond - Fixed 20370531	1,700,000.000	1,204,110.000	
		0.5% ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 20260227	200,000.000	190,668.000	
		1.3% ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 20320430	2,300,000.000	1,853,202.000	
		2.8% ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 20521129	820,000.000	556,329.000	
		3.75% ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 20290228	3,000,000.000	2,938,440.000	
		4% ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 20350330	1,000,000.000	958,100.000	
		3.75% ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 20270930	2,500,000.000	2,464,825.000	
		イスラエル・シュケル 小計		21,316,948.000 (882,161,391)	





種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2. 75% CHINA GOVERNMENT BOND 20320217	7, 200, 000. 000	7, 620, 192. 000	
		2. 8% CHINA GOVERNMENT BOND 20290324	15, 000, 000. 000	15, 705, 750. 000	
		2. 48% CHINA GOVERNMENT BOND 20270415	15, 000, 000. 000	15, 358, 500. 000	
		3. 32% CHINA GOVERNMENT BOND 20520415	5, 500, 000. 000	6, 702, 630. 000	
		2. 76% CHINA GOVERNMENT BOND 20320515	5, 000, 000. 000	5, 292, 800. 000	
		2. 75% CHINA GOVERNMENT BOND 20290615	4, 000, 000. 000	4, 187, 560. 000	
		2. 69% CHINA GOVERNMENT BOND 20320815	19, 000, 000. 000	20, 019, 920. 000	
		2. 6% CHINA GOVERNMENT BOND 20320901	32, 000, 000. 000	33, 489, 280. 000	
		2. 62% CHINA GOVERNMENT BOND 20290925	9, 500, 000. 000	9, 903, 370. 000	
		2. 44% CHINA GOVERNMENT BOND 20271015	17, 200, 000. 000	17, 641, 524. 000	
		3. 12% CHINA GOVERNMENT BOND 20521025	19, 500, 000. 000	23, 041, 395. 000	
		2. 8% CHINA GOVERNMENT BOND 20321115	5, 500, 000. 000	5, 839, 460. 000	
		2. 79% CHINA GOVERNMENT BOND 20291215	19, 000, 000. 000	19, 997, 310. 000	
		2. 64% CHINA GOVERNMENT BOND 20280115	20, 000, 000. 000	20, 687, 200. 000	
		2. 46% CHINA GOVERNMENT BOND 20260215	38, 000, 000. 000	38, 484, 880. 000	
		2. 88% CHINA GOVERNMENT BOND 20330225	15, 000, 000. 000	16, 042, 200. 000	
		2. 8% CHINA GOVERNMENT BOND 20300325	15, 000, 000. 000	15, 802, 800. 000	
		2. 62% CHINA GOVERNMENT BOND 20280415	25, 000, 000. 000	25, 882, 250. 000	
		3. 19% CHINA GOVERNMENT BOND 20530415	19, 000, 000. 000	22, 720, 200. 000	
		2. 3% CHINA GOVERNMENT BOND 20260515	7, 000, 000. 000	7, 091, 770. 000	
		2. 67% CHINA GOVERNMENT BOND 20330525	40, 000, 000. 000	42, 028, 800. 000	
		2. 62% CHINA GOVERNMENT BOND 20300625	33, 000, 000. 000	34, 461, 570. 000	
		2. 4% CHINA GOVERNMENT BOND 20280715	35, 000, 000. 000	35, 988, 750. 000	
		2. 52% CHINA GOVERNMENT BOND 20330825	40, 000, 000. 000	41, 538, 000. 000	
		2. 18% CHINA GOVERNMENT BOND 20260815	30, 000, 000. 000	30, 383, 700. 000	
		2. 48% CHINA GOVERNMENT BOND 20280925	25, 000, 000. 000	25, 784, 500. 000	
		2. 6% CHINA GOVERNMENT BOND 20300915	20, 000, 000. 000	20, 876, 800. 000	
		3% CHINA GOVERNMENT BOND 20531015	36, 000, 000. 000	41, 932, 440. 000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2. 55% CHINA GOVERNMENT BOND 20281015	20,000,000.000	20,687,000.000	
		2. 39% CHINA GOVERNMENT BOND 20261115	60,000,000.000	61,113,600.000	
		2. 67% CHINA GOVERNMENT BOND 20331125	36,000,000.000	37,843,920.000	
		2. 33% CHINA GOVERNMENT BOND 20251215	18,000,000.000	18,175,860.000	
		2. 54% CHINA GOVERNMENT BOND 20301225	50,000,000.000	51,999,500.000	
		2. 37% CHINA GOVERNMENT BOND 20290115	58,000,000.000	59,654,740.000	
		2. 04% CHINA GOVERNMENT BOND 20270225	35,000,000.000	35,460,250.000	
		2. 35% CHINA GOVERNMENT BOND 20340225	8,000,000.000	8,199,280.000	
		1. 99% CHINA GOVERNMENT BOND 20260315	26,000,000.000	26,203,580.000	
		2. 28% CHINA GOVERNMENT BOND 20310325	44,000,000.000	45,069,640.000	
		2. 05% CHINA GOVERNMENT BOND 20290415	73,000,000.000	74,247,570.000	
		1. 85% CHINA GOVERNMENT BOND 20270515	85,000,000.000	85,835,550.000	
		2. 27% CHINA GOVERNMENT BOND 20340525	21,000,000.000	21,429,870.000	
		1. 67% CHINA GOVERNMENT BOND 20260615	45,000,000.000	45,230,400.000	
		2. 12% CHINA GOVERNMENT BOND 20310625	30,000,000.000	30,456,000.000	
		1. 91% CHINA GOVERNMENT BOND 20290715	28,000,000.000	28,306,600.000	
		1. 62% CHINA GOVERNMENT BOND 20270815	45,000,000.000	45,232,650.000	
		2. 11% CHINA GOVERNMENT BOND 20340825	44,000,000.000	44,302,720.000	
		1. 87% CHINA GOVERNMENT BOND 20310915	33,000,000.000	33,009,570.000	
		1. 35% CHINA GOVERNMENT BOND 20260925	10,000,000.000	9,994,300.000	
		1. 74% CHINA GOVERNMENT BOND 20291015	1,000,000.000	1,003,960.000	
		1. 42% CHINA GOVERNMENT BOND 20271115	13,000,000.000	12,999,350.000	
		2. 04% CHINA GOVERNMENT BOND 20341125	2,000,000.000	2,003,040.000	
	オフショア・人民元 小計			1,702,042,074.000 (35,220,016,229)	
	カナダ・ドル	2. 75% Canada Government International Bond 20641201	755,000.000	708,567.500	
		5. 75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20290601	983,000.000	1,102,178.920	
		5. 75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20330601	1,117,000.000	1,338,020.790	
		5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20370601	1,012,000.000	1,209,572.760	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20410601	913,000.000	1,018,086.300	
		3. 5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20451201	961,000.000	1,016,622.680	
		2. 75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20481201	1,337,000.000	1,252,220.830	
		1. 5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20260601	969,000.000	948,554.100	
		1% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	1,240,000.000	1,184,857.200	
		2% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20280601	650,000.000	631,260.500	
		2% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20511201	3,710,000.000	2,948,114.400	
		2. 25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20290601	1,220,000.000	1,190,366.200	
		1. 25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20300601	3,450,000.000	3,152,782.500	
		0. 5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20301201	2,000,000.000	1,730,420.000	
		0. 25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20260301	2,100,000.000	2,028,033.000	
		1% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20260901	300,000.000	289,968.000	
		1. 5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20310601	3,400,000.000	3,099,168.000	
		1. 75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20531201	2,650,000.000	1,966,035.000	
		1. 25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270301	2,200,000.000	2,119,370.000	
		1. 5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20311201	2,100,000.000	1,899,366.000	
		2% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20320601	1,500,000.000	1,396,245.000	
		2. 25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20291201	100,000.000	96,958.000	
		2. 75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270901	1,200,000.000	1,194,300.000	
		2. 5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20321201	2,270,000.000	2,182,241.800	
		3. 5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20280301	1,300,000.000	1,323,322.000	
		3% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20260401	600,000.000	599,514.000	
		2. 75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20330601	1,700,000.000	1,662,090.000	
		2. 75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20551201	900,000.000	835,920.000	
		3. 25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20280901	1,200,000.000	1,214,040.000	
		3. 25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20331201	1,000,000.000	1,014,910.000	
		4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20290301	1,800,000.000	1,877,382.000	
		4. 5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20260201	2,000,000.000	2,031,820.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		3% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20340601	1,700,000.000	1,690,616.000	
		4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20260501	1,000,000.000	1,012,800.000	
		3. 5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20340301	1,500,000.000	1,552,425.000	
		3. 5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20290901	800,000.000	820,216.000	
		4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20260801	700,000.000	710,661.000	
		3. 25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20341201	1,100,000.000	1,116,753.000	
		3. 25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20261101	1,700,000.000	1,707,344.000	
		2. 75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20300301	1,500,000.000	1,486,320.000	
		3% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270201	800,000.000	799,800.000	
	カナダ・ドル 小計			57,159,242.480 (6,118,896,907)	
	シンガポール・ ドル	3. 5% SINGAPORE GOVERNMENT 20270301	772,000.000	784,738.000	
		2. 875% SINGAPORE GOVERNMENT 20300901	809,000.000	814,905.700	
		2. 75% SINGAPORE GOVERNMENT 20420401	400,000.000	397,600.000	
		3. 375% SINGAPORE GOVERNMENT 20330901	568,000.000	594,582.400	
		2. 875% SINGAPORE GOVERNMENT 20290701	625,000.000	629,206.250	
		2. 75% SINGAPORE GOVERNMENT 20460301	688,000.000	681,959.360	
		2. 125% SINGAPORE GOVERNMENT 20260601	450,000.000	445,770.000	
		2. 25% SINGAPORE GOVERNMENT 20360801	750,000.000	712,500.000	
		2. 625% SINGAPORE GOVERNMENT 20280501	550,000.000	548,350.000	
		2. 375% SINGAPORE GOVERNMENT 20390701	650,000.000	615,979.000	
		1. 875% SINGAPORE GOVERNMENT 20500301	540,000.000	458,190.000	
		1. 625% SINGAPORE GOVERNMENT 20310701	600,000.000	559,080.000	
		1. 875% SINGAPORE GOVERNMENT 20511001	500,000.000	421,000.000	
		1. 25% SINGAPORE GOVERNMENT 20261101	200,000.000	194,350.000	
		2. 625% SINGAPORE GOVERNMENT 20320801	240,000.000	237,720.000	
		3% SINGAPORE GOVERNMENT 20720801	620,000.000	668,670.000	
		2. 875% SINGAPORE GOVERNMENT 20270901	100,000.000	100,350.000	
		2. 875% SINGAPORE GOVERNMENT 20280801	400,000.000	402,200.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		3% SINGAPORE GOVERNMENT 20290401	600,000.000	607,080.000	
		3.375% SINGAPORE GOVERNMENT 20340501	300,000.000	315,198.000	
		3.25% SINGAPORE GOVERNMENT 20540601	100,000.000	110,704.000	
	シンガポール・ドル	シンガポール・ドル 小計		10,300,132.710 (1,152,481,849)	
	スウェーデン・クローナ	3.5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20390330	3,655,000.000	4,261,949.300	
		1% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20261112	7,180,000.000	7,090,034.600	
		0.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20280512	5,050,000.000	4,894,813.500	
		2.25% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20320601	3,300,000.000	3,390,849.000	
		0.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20291112	6,400,000.000	6,102,976.000	
		0.125% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20310512	5,000,000.000	4,492,650.000	
		1.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20331111	2,000,000.000	1,971,660.000	
		2.25% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20350511	1,200,000.000	1,228,632.000	
	スウェーデン・クローナ	スウェーデン・クローナ 小計		33,433,564.400 (459,377,175)	
	デンマーク・クローネ	4.5% DANISH GOVERNMENT BOND 20391115	13,662,000.000	17,945,583.480	
		0.5% DANISH GOVERNMENT BOND 20271115	5,100,000.000	4,938,126.000	
		0.5% DANISH GOVERNMENT BOND 20291115	4,090,000.000	3,864,641.000	
		0.25% DANISH GOVERNMENT BOND 20521115	3,500,000.000	2,180,080.000	
		DANISH GOVERNMENT BOND 20311115	500,000.000	444,095.000	
		2.25% DANISH GOVERNMENT BOND 20331115	2,000,000.000	2,067,620.000	
		2.25% DANISH GOVERNMENT BOND 20261115	50,000.000	50,587.000	
	デンマーク・クローネ	デンマーク・クローネ 小計		31,490,732.480 (667,918,436)	
	ニュージーランド・ドル	4.5% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20270415	600,000.000	609,462.000	
		3.5% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20330414	1,500,000.000	1,412,925.000	
		2.75% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20370415	490,000.000	404,220.600	
		3% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20290420	600,000.000	577,776.000	
		1.5% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20310515	530,000.000	450,754.400	
		1.75% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20410515	350,000.000	228,861.500	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		0. 25% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20280515	1, 100, 000. 000	972, 807. 000	
		0. 5% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20260515	500, 000. 000	476, 760. 000	
		2% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20320515	440, 000. 000	376, 688. 400	
		2. 75% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20510515	380, 000. 000	257, 465. 200	
		4. 25% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20340515	200, 000. 000	197, 858. 000	
		4. 5% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20300515	500, 000. 000	511, 085. 000	
		5% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20540515	700, 000. 000	702, 849. 000	
		4. 5% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20350515	500, 000. 000	501, 380. 000	
		4. 25% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20360515	1, 300, 000. 000	1, 266, 213. 000	
	ニュージーランド・ドル	小計		8, 947, 105. 100 (792, 802, 983)	
	ノルウェー・クローネ	1. 5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20260219	4, 340, 000. 000	4, 219, 868. 800	
		1. 75% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20270217	4, 450, 000. 000	4, 273, 913. 500	
		2% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20280426	3, 500, 000. 000	3, 332, 420. 000	
		1. 75% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20290906	3, 850, 000. 000	3, 567, 063. 500	
		1. 375% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20300819	4, 800, 000. 000	4, 290, 576. 000	
		1. 25% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20310917	3, 500, 000. 000	3, 040, 380. 000	
		2. 125% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20320518	1, 700, 000. 000	1, 552, 780. 000	
		3. 5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20421006	3, 500, 000. 000	3, 537, 030. 000	
		3% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20330815	1, 500, 000. 000	1, 444, 605. 000	
		3. 625% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20340413	3, 500, 000. 000	3, 534, 685. 000	
	ノルウェー・クローネ	小計		32, 793, 321. 800 (444, 677, 444)	
	ポーランド・ズロチ	2. 5% Poland Government Bond 20260725	4, 377, 000. 000	4, 218, 377. 520	
		2. 5% Poland Government Bond 20270725	3, 170, 000. 000	2, 988, 168. 800	
		2. 75% Poland Government Bond 20291025	4, 840, 000. 000	4, 348, 740. 000	
		1. 25% Poland Government Bond 20301025	3, 000, 000. 000	2, 405, 850. 000	
		0. 25% Poland Government Bond 20261025	2, 200, 000. 000	2, 022, 526. 000	
		1. 75% POLAND GOVERNMENT BOND 20320425	1, 800, 000. 000	1, 409, 202. 000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		3. 75% POLAND GOVERNMENT BOND 20270525	500,000.000	487,340.000	
		7. 5% POLAND GOVERNMENT BOND 20280725	5,000,000.000	5,407,900.000	
		6% POLAND GOVERNMENT BOND 20331025	5,000,000.000	5,187,000.000	
		POLAND GOVERNMENT BOND 20260425	2,000,000.000	1,877,000.000	
		4. 75% POLAND GOVERNMENT BOND 20290725	2,000,000.000	1,966,940.000	
		5% POLAND GOVERNMENT BOND 20341025	4,500,000.000	4,328,190.000	
		5% POLAND GOVERNMENT BOND 20300125	2,000,000.000	1,985,220.000	
		POLAND GOVERNMENT BOND 20270125	1,000,000.000	904,870.000	
		5. 75% Poland Government Bond 20290425	827,000.000	847,666.730	
		2. 75% Poland Government Bond 20280425	3,650,000.000	3,403,917.000	
	ポーランド・ズロチ 小計			43,788,908.050 (1,612,036,103)	
	マレーシア・リンギット	3. 502% MALAYSIAN GOVERNMENT 20270531	2,373,000.000	2,375,206.890	
		4. 498% MALAYSIAN GOVERNMENT 20300415	3,378,000.000	3,518,119.440	
		4. 392% MALAYSIAN GOVERNMENT 20260415	1,514,000.000	1,534,938.620	
		4. 232% MALAYSIAN GOVERNMENT 20310630	1,300,000.000	1,334,554.000	
		3. 892% MALAYSIAN GOVERNMENT 20270315	731,000.000	738,098.010	
		3. 844% MALAYSIAN GOVERNMENT 20330415	1,427,000.000	1,429,925.350	
		3. 733% MALAYSIAN GOVERNMENT 20280615	1,886,000.000	1,899,202.000	
		4. 935% MALAYSIAN GOVERNMENT 20430930	1,300,000.000	1,445,236.000	
		4. 254% MALAYSIAN GOVERNMENT 20350531	1,220,000.000	1,262,590.200	
		4. 736% MALAYSIAN GOVERNMENT 20460315	930,000.000	1,013,039.700	
		3. 9% MALAYSIAN GOVERNMENT 20261130	1,550,000.000	1,565,236.500	
		3. 899% MALAYSIAN GOVERNMENT 20271116	1,190,000.000	1,203,958.700	
		4. 762% MALAYSIAN GOVERNMENT 20370407	1,950,000.000	2,108,496.000	
		4. 642% MALAYSIAN GOVERNMENT 20331107	2,200,000.000	2,338,028.000	
		4. 893% MALAYSIAN GOVERNMENT 20380608	2,000,000.000	2,193,420.000	
		3. 906% MALAYSIAN GOVERNMENT 20260715	650,000.000	655,466.500	
		3. 885% MALAYSIAN GOVERNMENT 20290815	2,310,000.000	2,339,152.200	



種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		0.5% Finland Government Bond 20270915	800,000.000	767,016.000	
		1.125% Finland Government Bond 20340415	470,000.000	414,901.900	
		0.5% Finland Government Bond 20280915	500,000.000	470,140.000	
		0.5% Finland Government Bond 20290915	500,000.000	461,335.000	
		0.125% Finland Government Bond 20360415	310,000.000	233,616.000	
		0.25% Finland Government Bond 20400915	400,000.000	272,544.000	
		Finland Government Bond 20300915	500,000.000	438,275.000	
		0.125% Finland Government Bond 20520415	400,000.000	202,436.000	
		0.125% Finland Government Bond 20310915	600,000.000	516,612.000	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 20260915	200,000.000	192,790.000	
		0.5% FINLAND GOVERNMENT BOND 20430415	450,000.000	302,742.000	
		1.5% FINLAND GOVERNMENT BOND 20320915	800,000.000	746,296.000	
		1.375% FINLAND GOVERNMENT BOND 20270415	270,000.000	265,572.000	
		2.75% FINLAND GOVERNMENT BOND 20380415	400,000.000	400,732.000	
		3% FINLAND GOVERNMENT BOND 20330915	300,000.000	311,526.000	
		2.875% FINLAND GOVERNMENT BOND 20290415	1,000,000.000	1,027,090.000	
		2.95% FINLAND GOVERNMENT BOND 20550415	400,000.000	410,596.000	
		3% FINLAND GOVERNMENT BOND 20340915	100,000.000	103,796.000	
		2.5% FINLAND GOVERNMENT BOND 20300415	500,000.000	505,965.000	
		0.75% Austria Government Bond 20261020	626,000.000	611,126.240	
		1.5% Austria Government Bond 20470220	784,000.000	620,347.840	
		1.5% Austria Government Bond 20861102	240,000.000	157,226.400	
		0.5% Austria Government Bond 20270420	1,280,000.000	1,233,920.000	
		2.1% Austria Government Bond 21170920	540,000.000	445,845.600	
		0.75% Austria Government Bond 20280220	1,200,000.000	1,149,192.000	
		0.5% Austria Government Bond 20290220	1,280,000.000	1,193,932.800	
		Austria Government Bond 20300220	980,000.000	872,817.400	
		0.75% Austria Government Bond 20510320	1,200,000.000	752,700.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		Austria Government Bond 20401020	400,000.000	261,216.000	
		0.85% Austria Government Bond 21200630	350,000.000	167,716.500	
		Austria Government Bond 20310220	1,200,000.000	1,039,524.000	
		0.25% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20361020	600,000.000	453,954.000	
		0.7% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20710420	300,000.000	149,622.000	
		AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20281020	1,800,000.000	1,656,990.000	
		0.9% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20320220	1,500,000.000	1,352,085.000	
		1.85% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20490523	300,000.000	251,814.000	
		2% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20260715	300,000.000	299,550.000	
		2.9% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20330220	1,300,000.000	1,342,081.000	
		3.15% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20531020	500,000.000	528,580.000	
		2.9% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20290523	1,000,000.000	1,029,690.000	
		3.45% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20301020	800,000.000	850,128.000	
		2.9% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20340220	500,000.000	515,485.000	
		3.2% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20390715	500,000.000	528,640.000	
		2.5% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20291020	800,000.000	809,944.000	
		1% Belgium Government Bond 20310622	1,774,000.000	1,623,068.080	
		1.9% Belgium Government Bond 20380622	758,000.000	674,180.360	
		1% Belgium Government Bond 20260622	1,463,000.000	1,439,240.880	
		1.6% Belgium Government Bond 20470622	1,244,000.000	941,372.120	
		2.15% Belgium Government Bond 20660622	740,000.000	571,576.000	
		0.8% Belgium Government Bond 20270622	1,100,000.000	1,065,262.000	
		2.25% Belgium Government Bond 20570622	580,000.000	463,565.000	
		1.45% Belgium Government Bond 20370622	600,000.000	512,376.000	
		0.8% Belgium Government Bond 20280622	1,490,000.000	1,421,594.100	
		1.25% Belgium Government Bond 20330422	650,000.000	588,386.500	
		0.9% Belgium Government Bond 20290622	1,500,000.000	1,413,075.000	
		1.7% Belgium Government Bond 20500622	700,000.000	521,101.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		0. 1% Belgium Government Bond 20300622	220,000.000	194,814.400	
		0. 4% Belgium Government Bond 20400622	860,000.000	585,058.000	
		Belgium Government Bond 20271022	1,200,000.000	1,129,968.000	
		Belgium Government Bond 20311022	1,600,000.000	1,354,448.000	
		0. 65% Belgium Government Bond 20710622	530,000.000	237,031.900	
		0. 35% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20320622	1,400,000.000	1,190,980.000	
		1. 4% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20530622	800,000.000	531,984.000	
		2. 75% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20390422	800,000.000	783,800.000	
		3% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20330622	1,500,000.000	1,546,170.000	
		3. 3% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20540622	600,000.000	604,338.000	
		3. 45% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20430622	700,000.000	736,386.000	
		2. 85% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20341022	1,100,000.000	1,115,158.000	
		3. 5% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20550622	1,000,000.000	1,040,650.000	
		2. 7% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20291022	100,000.000	101,915.000	
		6. 5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20270704	1,167,000.000	1,301,496.750	
		5. 625% GERMAN GOVERNMENT BOND 20280104	2,162,000.000	2,404,489.920	
		4. 75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20280704	950,000.000	1,044,325.500	
		6. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20300104	1,951,000.000	2,354,622.880	
		5. 5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20310104	3,048,000.000	3,662,873.040	
		4. 75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20340704	2,305,000.000	2,838,261.750	
		4% GERMAN GOVERNMENT BOND 20370104	771,000.000	915,431.430	
		4. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20390704	2,425,000.000	3,008,455.000	
		4. 75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20400704	1,739,000.000	2,291,254.230	
		3. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20420704	1,174,000.000	1,330,118.520	
		2. 5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20440704	2,708,000.000	2,785,096.760	
		2. 5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20460815	2,679,000.000	2,764,031.460	
		0. 5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20260215	4,168,000.000	4,092,350.800	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20260815	2,420,000.000	2,343,528.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		0.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20270215	2,200,000.000	2,125,750.000	
		0.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20270815	3,300,000.000	3,187,239.000	
		1.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20480815	3,470,000.000	2,807,125.900	
		0.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20280215	1,900,000.000	1,823,069.000	
		0.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20280815	4,100,000.000	3,872,696.000	
		0.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20290215	4,700,000.000	4,404,088.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20290815	3,000,000.000	2,754,030.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20500815	2,850,000.000	1,596,199.500	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20300215	1,750,000.000	1,590,925.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20350515	2,100,000.000	1,682,478.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20271115	2,000,000.000	1,894,600.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20300815	1,800,000.000	1,621,152.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20300815	1,200,000.000	1,081,056.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20310215	1,900,000.000	1,692,615.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20360515	2,400,000.000	1,871,088.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20281115	2,000,000.000	1,861,060.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20500815	1,700,000.000	954,074.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20310815	1,600,000.000	1,409,616.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20310815	700,000.000	616,847.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20320215	3,800,000.000	3,308,242.000	
		1% GERMAN GOVERNMENT BOND 20380515	1,600,000.000	1,366,128.000	
		1.7% GERMAN GOVERNMENT BOND 20320815	2,700,000.000	2,649,240.000	
		1.8% GERMAN GOVERNMENT BOND 20530815	2,350,000.000	2,096,364.500	
		2.1% GERMAN GOVERNMENT BOND 20291115	3,200,000.000	3,226,432.000	
		2.3% GERMAN GOVERNMENT BOND 20330215	2,400,000.000	2,452,152.000	
		2.3% GERMAN GOVERNMENT BOND 20330215	1,700,000.000	1,737,723.000	
		1.8% GERMAN GOVERNMENT BOND 20530815	1,000,000.000	893,800.000	
		2.6% GERMAN GOVERNMENT BOND 20330815	2,400,000.000	2,506,224.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2. 4% GERMAN GOVERNMENT BOND 20301115	1, 500, 000. 000	1, 537, 200. 000	
		2. 2% GERMAN GOVERNMENT BOND 20340215	2, 400, 000. 000	2, 426, 688. 000	
		2. 5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20540815	1, 800, 000. 000	1, 865, 520. 000	
		2. 6% GERMAN GOVERNMENT BOND 20410515	500, 000. 000	518, 230. 000	
		2. 6% GERMAN GOVERNMENT BOND 20340815	3, 500, 000. 000	3, 654, 595. 000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20520815	2, 100, 000. 000	1, 123, 752. 000	
		3. 1% GERMAN GOVERNMENT BOND 20251212	300, 000. 000	302, 784. 000	
		2. 5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20260319	800, 000. 000	804, 416. 000	
		2. 9% GERMAN GOVERNMENT BOND 20260618	800, 000. 000	810, 560. 000	
		2. 7% GERMAN GOVERNMENT BOND 20260917	1, 000, 000. 000	1, 012, 590. 000	
		2% GERMAN GOVERNMENT BOND 20261210	100, 000. 000	100, 111. 000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20260410	2, 200, 000. 000	2, 142, 866. 000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20261009	2, 800, 000. 000	2, 704, 660. 000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20270416	3, 100, 000. 000	2, 966, 576. 000	
		1. 3% GERMAN GOVERNMENT BOND 20271015	3, 000, 000. 000	2, 955, 450. 000	
		1. 3% GERMAN GOVERNMENT BOND 20271015	430, 000. 000	423, 653. 200	
		2. 2% GERMAN GOVERNMENT BOND 20280413	100, 000. 000	101, 079. 000	
		2. 4% GERMAN GOVERNMENT BOND 20281019	100, 000. 000	101, 900. 000	
		2. 1% GERMAN GOVERNMENT BOND 20290412	100, 000. 000	100, 761. 000	
		2. 1% GERMAN GOVERNMENT BOND 20290412	1, 100, 000. 000	1, 108, 646. 000	
		2. 5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20291011	10, 000. 000	10, 262. 300	
		5. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20290425	3, 323, 000. 000	3, 739, 637. 740	
		5. 75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20321025	2, 227, 000. 000	2, 701, 751. 860	
		4. 75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20350425	2, 659, 000. 000	3, 091, 486. 350	
		4% FRENCH GOVERNMENT BOND 20550425	2, 964, 000. 000	3, 280, 258. 800	
		4% FRENCH GOVERNMENT BOND 20381025	2, 374, 000. 000	2, 612, 681. 960	
		4. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20410425	3, 164, 000. 000	3, 687, 167. 400	
		4% FRENCH GOVERNMENT BOND 20600425	1, 717, 000. 000	1, 913, 819. 710	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		3. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20260425	3, 646, 000. 000	3, 711, 081. 100	
		2. 75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20271025	5, 099, 000. 000	5, 168, 397. 390	
		3. 25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20450525	1, 088, 000. 000	1, 086, 694. 400	
		2. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20300525	5, 087, 000. 000	5, 085, 626. 510	
		1. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20310525	5, 120, 000. 000	4, 790, 784. 000	
		0. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20260525	4, 387, 000. 000	4, 282, 545. 530	
		1. 25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20360525	4, 169, 000. 000	3, 470, 358. 980	
		1. 75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20660525	1, 387, 000. 000	903, 061. 830	
		0. 25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20261125	4, 050, 000. 000	3, 901, 527. 000	
		1. 75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20390625	2, 770, 000. 000	2, 340, 677. 700	
		1% FRENCH GOVERNMENT BOND 20270525	3, 400, 000. 000	3, 301, 400. 000	
		2% FRENCH GOVERNMENT BOND 20480525	2, 550, 000. 000	2, 011, 746. 000	
		0. 75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20280525	5, 400, 000. 000	5, 116, 554. 000	
		1. 25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20340525	5, 150, 000. 000	4, 470, 251. 500	
		0. 75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20281125	4, 950, 000. 000	4, 643, 892. 000	
		1. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20500525	2, 850, 000. 000	1, 965, 958. 500	
		0. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20290525	6, 350, 000. 000	5, 832, 221. 000	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20291125	4, 200, 000. 000	3, 718, 974. 000	
		0. 75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20520525	2, 770, 000. 000	1, 503, 362. 100	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20260225	3, 000, 000. 000	2, 921, 610. 000	
		0. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20400525	2, 200, 000. 000	1, 488, 190. 000	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20301125	5, 000, 000. 000	4, 299, 700. 000	
		0. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20720525	1, 480, 000. 000	561, 467. 600	
		0. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20440625	3, 000, 000. 000	1, 831, 230. 000	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20311125	4, 600, 000. 000	3, 835, 388. 000	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20270225	4, 800, 000. 000	4, 573, 776. 000	
		0. 75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20530525	2, 600, 000. 000	1, 378, 858. 000	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20320525	3, 600, 000. 000	2, 950, 560. 000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		1. 25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20380525	3,000,000.000	2,390,970.000	
		0. 75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20280225	4,300,000.000	4,092,009.000	
		2% FRENCH GOVERNMENT BOND 20321125	4,100,000.000	3,882,577.000	
		2. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20430525	1,000,000.000	896,610.000	
		3% FRENCH GOVERNMENT BOND 20540525	2,100,000.000	1,940,883.000	
		2. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20260924	3,200,000.000	3,218,336.000	
		3% FRENCH GOVERNMENT BOND 20330525	4,600,000.000	4,670,242.000	
		2. 75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20290225	4,300,000.000	4,351,557.000	
		3. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20331125	3,200,000.000	3,367,136.000	
		3% FRENCH GOVERNMENT BOND 20490625	700,000.000	665,238.000	
		2. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20270924	3,100,000.000	3,118,972.000	
		3. 25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20550525	1,200,000.000	1,158,540.000	
		2. 75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20300225	1,000,000.000	1,010,580.000	
		3% FRENCH GOVERNMENT BOND 20341125	2,700,000.000	2,722,329.000	
		5. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20280115	1,139,000.000	1,258,287.470	
		4% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20370115	1,755,000.000	2,044,820.700	
		3. 75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20420115	1,729,000.000	2,031,817.060	
		2. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20330115	1,468,000.000	1,496,391.120	
		2. 75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20470115	1,929,000.000	2,027,301.840	
		0. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20260715	138,000.000	134,783.220	
		0. 75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20270715	2,200,000.000	2,132,394.000	
		0. 75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20280715	1,350,000.000	1,290,316.500	
		0. 25% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20290715	1,200,000.000	1,105,188.000	
		0. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20400115	1,200,000.000	906,432.000	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20300715	1,400,000.000	1,244,586.000	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20270115	2,300,000.000	2,207,333.000	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20520115	1,250,000.000	661,287.500	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20310715	1,300,000.000	1,128,725.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20380115	900,000.000	653,661.000	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20290115	900,000.000	827,424.000	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20260115	100,000.000	97,700.000	
		0.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20320715	600,000.000	528,852.000	
		2% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20540115	1,200,000.000	1,087,956.000	
		2.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20330715	900,000.000	915,507.000	
		2.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20300115	1,300,000.000	1,324,986.000	
		3.25% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20440115	600,000.000	670,698.000	
		2.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20340715	1,000,000.000	1,014,300.000	
		7.25% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20261101	1,110,000.000	1,213,973.700	
		6.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20271101	2,392,000.000	2,670,596.240	
		3.25% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20460901	1,509,000.000	1,403,490.720	
		1.65% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20320301	2,065,000.000	1,899,201.150	
		2% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20251201	2,891,000.000	2,882,500.460	
		2.7% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20470301	1,610,000.000	1,366,246.000	
		1.6% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20260601	2,386,000.000	2,364,478.280	
		2.25% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20360901	2,324,000.000	2,082,420.200	
		1.25% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20261201	1,068,000.000	1,048,220.640	
		2.8% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20670301	968,000.000	774,758.160	
		2.45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20330901	1,500,000.000	1,432,815.000	
		2.2% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20270601	1,510,000.000	1,508,142.700	
		3.45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20480301	1,650,000.000	1,572,400.500	
		2.05% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20270801	2,700,000.000	2,683,044.000	
		2.95% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20380901	1,300,000.000	1,226,212.000	
		2% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20280201	2,100,000.000	2,077,572.000	
		2.8% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20281201	2,550,000.000	2,584,119.000	
		3.35% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20350301	1,270,000.000	1,284,312.900	
		3.85% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20490901	1,450,000.000	1,464,964.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		3% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20290801	2,900,000.000	2,957,797.000	
		2. 1% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20260715	2,100,000.000	2,095,947.000	
		3. 1% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20400301	1,250,000.000	1,179,700.000	
		1. 35% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20300401	1,900,000.000	1,776,538.000	
		0. 85% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20270115	2,350,000.000	2,283,542.000	
		2. 45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20500901	1,550,000.000	1,220,330.500	
		1. 45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20360301	1,500,000.000	1,240,695.000	
		0. 95% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20300801	2,000,000.000	1,813,540.000	
		1. 65% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20301201	2,100,000.000	1,968,939.000	
		0. 95% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20270915	2,200,000.000	2,120,096.000	
		0. 5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20260201	1,700,000.000	1,665,337.000	
		1. 8% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20410301	1,500,000.000	1,167,405.000	
		0. 9% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20310401	1,900,000.000	1,689,708.000	
		1. 7% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20510901	1,200,000.000	799,032.000	
		0. 95% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20370301	700,000.000	531,153.000	
		0. 25% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20280315	1,900,000.000	1,772,396.000	
		0. 6% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20310801	1,800,000.000	1,556,820.000	
		1. 5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20450430	2,200,000.000	1,527,922.000	
		ITALIAN GOVERNMENT BOND 20260401	1,100,000.000	1,067,704.000	
		2. 15% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20720301	660,000.000	437,943.000	
		0. 5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20280715	800,000.000	747,520.000	
		0. 95% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20311201	1,900,000.000	1,669,929.000	
		ITALIAN GOVERNMENT BOND 20260801	3,100,000.000	2,987,904.000	
		0. 95% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20320601	1,000,000.000	868,430.000	
		0. 45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20290215	2,600,000.000	2,389,322.000	
		2. 15% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20520901	800,000.000	580,616.000	
		1. 1% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20270401	300,000.000	292,191.000	
		2. 8% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20290615	800,000.000	807,736.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2. 5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20321201	1, 600, 000. 000	1, 546, 208. 000	
		3. 25% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20380301	2, 300, 000. 000	2, 244, 892. 000	
		2. 65% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20271201	200, 000. 000	201, 736. 000	
		4% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20350430	1, 500, 000. 000	1, 608, 855. 000	
		3. 5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20260115	3, 300, 000. 000	3, 340, 953. 000	
		4. 4% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20330501	2, 800, 000. 000	3, 083, 220. 000	
		3. 85% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20291215	300, 000. 000	316, 701. 000	
		3. 4% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20280401	1, 500, 000. 000	1, 546, 680. 000	
		4. 45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20430901	1, 600, 000. 000	1, 753, 408. 000	
		4. 5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20531001	800, 000. 000	885, 768. 000	
		3. 8% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20260415	500, 000. 000	509, 805. 000	
		4% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20311030	900, 000. 000	965, 754. 000	
		3. 7% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20300615	1, 200, 000. 000	1, 258, 284. 000	
		4. 35% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20331101	2, 100, 000. 000	2, 303, 553. 000	
		3. 8% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20280801	700, 000. 000	732, 340. 000	
		3. 85% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20260915	900, 000. 000	923, 931. 000	
		4. 2% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20340301	2, 100, 000. 000	2, 276, 799. 000	
		4% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20301115	1, 500, 000. 000	1, 597, 635. 000	
		4. 1% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20290201	600, 000. 000	636, 408. 000	
		2. 95% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20270215	200, 000. 000	202, 678. 000	
		3. 5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20310215	1, 000, 000. 000	1, 036, 990. 000	
		4. 15% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20391001	2, 000, 000. 000	2, 127, 620. 000	
		3. 2% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20260128	100, 000. 000	100, 927. 000	
		3. 35% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20290701	400, 000. 000	412, 732. 000	
		3. 85% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20340701	700, 000. 000	737, 709. 000	
		4. 05% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20371030	50, 000. 000	53, 278. 500	
		3. 45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20310715	500, 000. 000	516, 780. 000	
		3. 45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20270715	1, 500, 000. 000	1, 541, 445. 000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		3. 1% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20260828	100,000.000	101,280.000	
		3. 85% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20350201	500,000.000	525,335.000	
		3% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20291001	200,000.000	203,090.000	
		4. 3% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20541001	700,000.000	744,198.000	
		3. 15% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20311115	1,300,000.000	1,317,290.000	
		2. 7% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20271015	800,000.000	806,968.000	
		5. 25% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20291101	1,254,000.000	1,408,630.740	
		6% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20310501	2,849,000.000	3,385,010.860	
		5. 75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20330201	1,805,000.000	2,156,577.900	
		5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20340801	2,298,000.000	2,644,952.040	
		4% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20370201	2,740,000.000	2,924,867.800	
		5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20390801	1,544,000.000	1,796,737.360	
		5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20400901	2,243,000.000	2,610,493.120	
		4. 5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20260301	2,070,000.000	2,125,517.400	
		4. 75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20280901	2,410,000.000	2,606,439.100	
		4. 75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20440901	1,813,000.000	2,072,132.090	
		3. 5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20300301	2,318,000.000	2,418,578.020	
		5. 5% Belgium Government Bond 20280328	3,206,000.000	3,541,187.300	
		5% Belgium Government Bond 20350328	1,904,000.000	2,291,768.640	
		4. 25% Belgium Government Bond 20410328	1,104,000.000	1,278,763.200	
		4. 5% Belgium Government Bond 20260328	1,001,000.000	1,031,070.040	
		4% Belgium Government Bond 20320328	780,000.000	856,689.600	
		3. 75% Belgium Government Bond 20450622	643,000.000	705,718.220	
		3% Belgium Government Bond 20340622	747,000.000	769,312.890	
		2. 4% IRISH TREASURY 20300515	961,000.000	973,329.630	
		2% IRISH TREASURY 20450218	931,000.000	839,063.750	
		1% IRISH TREASURY 20260515	1,073,000.000	1,056,604.560	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		1. 7% IRISH TREASURY 20370515	550,000.000	500,885.000	
		0.9% IRISH TREASURY 20280515	800,000.000	770,960.000	
		1. 3% IRISH TREASURY 20330515	750,000.000	692,385.000	
		1. 35% IRISH TREASURY 20310318	750,000.000	714,172.500	
		1. 1% IRISH TREASURY 20290515	950,000.000	909,549.000	
		1. 5% IRISH TREASURY 20500515	600,000.000	476,502.000	
		0. 4% IRISH TREASURY 20350515	350,000.000	284,140.500	
		0. 2% IRISH TREASURY 20270515	500,000.000	479,075.000	
		0. 2% IRISH TREASURY 20301018	800,000.000	714,376.000	
		IRISH TREASURY 20311018	800,000.000	685,992.000	
		0. 55% IRISH TREASURY 20410422	400,000.000	290,984.000	
		0. 35% IRISH TREASURY 20321018	100,000.000	86,325.000	
		3% IRISH TREASURY 20431018	200,000.000	212,086.000	
		2. 6% IRISH TREASURY 20341018	300,000.000	305,151.000	
		6. 25% Austria Government Bond 20270715	825,000.000	911,550.750	
		4. 15% Austria Government Bond 20370315	1,373,000.000	1,586,144.520	
		4. 85% Austria Government Bond 20260315	300,000.000	310,194.000	
		3. 8% Austria Government Bond 20620126	338,000.000	413,008.960	
		3. 15% Austria Government Bond 20440620	723,000.000	760,364.640	
		2. 4% Austria Government Bond 20340523	771,000.000	763,482.750	
		2. 75% Finland Government Bond 20280704	389,000.000	397,441.300	
		2. 625% Finland Government Bond 20420704	407,000.000	398,599.520	
		6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290131	2,652,000.000	3,040,624.080	
		1. 95% SPANISH GOVERNMENT BOND 20300730	2,052,000.000	2,002,382.640	
		1. 95% SPANISH GOVERNMENT BOND 20260430	2,733,000.000	2,724,719.010	
		2. 9% SPANISH GOVERNMENT BOND 20461031	1,952,000.000	1,837,495.680	
		3. 45% SPANISH GOVERNMENT BOND 20660730	1,050,000.000	1,044,141.000	
		1. 3% SPANISH GOVERNMENT BOND 20261031	2,630,000.000	2,590,181.800	
		1. 5% SPANISH GOVERNMENT BOND 20270430	1,900,000.000	1,870,854.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2. 35% SPANISH GOVERNMENT BOND 20330730	1, 750, 000. 000	1, 706, 512. 500	
		1. 45% SPANISH GOVERNMENT BOND 20271031	2, 050, 000. 000	2, 006, 048. 000	
		1. 4% SPANISH GOVERNMENT BOND 20280430	2, 400, 000. 000	2, 333, 760. 000	
		2. 7% SPANISH GOVERNMENT BOND 20481031	2, 200, 000. 000	1, 980, 044. 000	
		1. 4% SPANISH GOVERNMENT BOND 20280730	2, 900, 000. 000	2, 813, 116. 000	
		1. 45% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290430	1, 600, 000. 000	1, 542, 336. 000	
		1. 85% SPANISH GOVERNMENT BOND 20350730	2, 250, 000. 000	2, 046, 577. 500	
		0. 6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20291031	3, 800, 000. 000	3, 492, 124. 000	
		0. 5% SPANISH GOVERNMENT BOND 20300430	2, 560, 000. 000	2, 316, 185. 600	
		1% SPANISH GOVERNMENT BOND 20501031	1, 400, 000. 000	843, 822. 000	
		0. 8% SPANISH GOVERNMENT BOND 20270730	400, 000. 000	385, 596. 000	
		1. 25% SPANISH GOVERNMENT BOND 20301031	2, 400, 000. 000	2, 243, 208. 000	
		1. 2% SPANISH GOVERNMENT BOND 20401031	1, 300, 000. 000	982, 774. 000	
		SPANISH GOVERNMENT BOND 20260131	500, 000. 000	486, 995. 000	
		0. 1% SPANISH GOVERNMENT BOND 20310430	2, 200, 000. 000	1, 893, 298. 000	
		1. 45% SPANISH GOVERNMENT BOND 20711031	650, 000. 000	358, 416. 500	
		SPANISH GOVERNMENT BOND 20280131	2, 500, 000. 000	2, 329, 650. 000	
		0. 85% SPANISH GOVERNMENT BOND 20370730	700, 000. 000	542, 059. 000	
		0. 5% SPANISH GOVERNMENT BOND 20311031	1, 900, 000. 000	1, 659, 783. 000	
		1% SPANISH GOVERNMENT BOND 20420730	600, 000. 000	424, 200. 000	
		SPANISH GOVERNMENT BOND 20270131	900, 000. 000	859, 023. 000	
		0. 7% SPANISH GOVERNMENT BOND 20320430	2, 100, 000. 000	1, 839, 411. 000	
		1. 9% SPANISH GOVERNMENT BOND 20521031	1, 600, 000. 000	1, 178, 592. 000	
		0. 8% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290730	3, 600, 000. 000	3, 355, 164. 000	
		2. 55% SPANISH GOVERNMENT BOND 20321031	1, 700, 000. 000	1, 692, 758. 000	
		3. 45% SPANISH GOVERNMENT BOND 20430730	1, 000, 000. 000	1, 023, 580. 000	
		3. 15% SPANISH GOVERNMENT BOND 20330430	2, 600, 000. 000	2, 694, 796. 000	
		2. 8% SPANISH GOVERNMENT BOND 20260531	2, 300, 000. 000	2, 318, 607. 000	

種類	通貨	銘柄	券面總額	評価額	備考
		3. 9% SPANISH GOVERNMENT BOND 20390730	2, 100, 000. 000	2, 290, 197. 000	
		3. 55% SPANISH GOVERNMENT BOND 20331031	1, 500, 000. 000	1, 598, 055. 000	
		3. 5% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290531	600, 000. 000	629, 124. 000	
		3. 25% SPANISH GOVERNMENT BOND 20340430	2, 600, 000. 000	2, 704, 260. 000	
		2. 5% SPANISH GOVERNMENT BOND 20270531	200, 000. 000	201, 338. 000	
		4% SPANISH GOVERNMENT BOND 20541031	1, 000, 000. 000	1, 101, 780. 000	
		3. 45% SPANISH GOVERNMENT BOND 20341031	1, 600, 000. 000	1, 688, 704. 000	
		3. 1% SPANISH GOVERNMENT BOND 20310730	400, 000. 000	413, 960. 000	
		2. 7% SPANISH GOVERNMENT BOND 20300131	200, 000. 000	202, 892. 000	
		5. 75% SPANISH GOVERNMENT BOND 20320730	2, 179, 000. 000	2, 656, 397. 110	
		4. 2% SPANISH GOVERNMENT BOND 20370131	1, 754, 000. 000	1, 976, 091. 480	
		4. 9% SPANISH GOVERNMENT BOND 20400730	1, 858, 000. 000	2, 255, 407. 620	
		4. 7% SPANISH GOVERNMENT BOND 20410730	1, 973, 000. 000	2, 358, 760. 960	
		5. 9% SPANISH GOVERNMENT BOND 20260730	1, 965, 000. 000	2, 082, 624. 900	
		5. 15% SPANISH GOVERNMENT BOND 20281031	1, 770, 000. 000	1, 957, 389. 900	
		5. 15% SPANISH GOVERNMENT BOND 20441031	1, 299, 000. 000	1, 655, 705. 400	
		4. 1% PORTUGUESE GOVERNMENT BOND 20370415	550, 000. 000	628, 177. 000	
		4. 125% PORTUGUESE GOVERNMENT BOND 20270414	680, 000. 000	714, 863. 600	
		2. 875% PORTUGUESE GOVERNMENT BOND 20260721	840, 000. 000	851, 482. 800	
		3. 875% PORTUGUESE GOVERNMENT BOND 20300215	630, 000. 000	684, 967. 500	
		2. 125% PORTUGUESE GOVERNMENT BOND 20281017	1, 300, 000. 000	1, 306, 084. 000	
		4. 1% PORTUGUESE GOVERNMENT BOND 20450215	470, 000. 000	545, 298. 700	
		2. 25% PORTUGUESE GOVERNMENT BOND 20340418	720, 000. 000	706, 543. 200	
		1. 95% PORTUGUESE GOVERNMENT BOND 20290615	1, 000, 000. 000	995, 420. 000	
		0. 475% PORTUGUESE GOVERNMENT BOND 20301018	900, 000. 000	818, 505. 000	
		0. 7% PORTUGUESE GOVERNMENT BOND 20271015	620, 000. 000	599, 056. 400	
		0. 9% PORTUGUESE GOVERNMENT BOND 20351012	550, 000. 000	460, 938. 500	
		1% PORTUGUESE GOVERNMENT BOND 20520412	530, 000. 000	332, 961. 900	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
		0. 3% PORTUGUESE GOVERNMENT BOND 20311017	750,000.000	658,860.000		
		1. 15% PORTUGUESE GOVERNMENT BOND 20420411	520,000.000	394,903.600		
		1. 65% PORTUGUESE GOVERNMENT BOND 20320716	570,000.000	543,751.500		
		3. 5% PORTUGUESE GOVERNMENT BOND 20380618	500,000.000	539,100.000		
		2. 875% PORTUGUESE GOVERNMENT BOND 20341020	630,000.000	648,043.200		
		3. 625% PORTUGUESE GOVERNMENT BOND 20540612	240,000.000	261,084.000		
		ユーロ 小計		610,542,093.650 (96,624,391,741)		
国債証券 合計				319,553,739,746 [319,553,739,746]		
合計				319,553,739,746 [319,553,739,746]		

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	国債証券 282 銘柄	100%	47.5%
イギリス・ポンド	国債証券 61 銘柄	100%	5.2%
イスラエル・シュケル	国債証券 13 銘柄	100%	0.3%
オーストラリア・ドル	国債証券 27 銘柄	100%	1.2%
オフショア・人民元	国債証券 79 銘柄	100%	11.0%
カナダ・ドル	国債証券 41 銘柄	100%	1.9%
シンガポール・ドル	国債証券 21 銘柄	100%	0.4%
スウェーデン・クローナ	国債証券 8 銘柄	100%	0.1%
デンマーク・クローネ	国債証券 7 銘柄	100%	0.2%
ニュージーランド・ドル	国債証券 15 銘柄	100%	0.2%
ノルウェー・クローネ	国債証券 10 銘柄	100%	0.1%
ポーランド・ズロチ	国債証券 16 銘柄	100%	0.5%
マレーシア・リンギット	国債証券 29 銘柄	100%	0.5%
メキシコ・ペソ	国債証券 15 銘柄	100%	0.7%
ユーロ	国債証券 401 銘柄	100%	30.2%

## 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

2024 年 12 月 30 日

I 資産総額	7,005,688 円
II 負債総額	3,206 円
III 純資産総額 ( I - II )	7,002,482 円
IV 発行済数量	4,858,122 口
V 1 単位当たり純資産額 ( III / IV )	1.4414 円

(参考) 外国債券インデックススマザーファンド

### 純資産額計算書

2024 年 12 月 30 日

I 資産総額	337,607,885,211 円
II 負債総額	45,678,812 円
III 純資産総額 ( I - II )	337,562,206,399 円
IV 発行済数量	89,726,141,857 口
V 1 単位当たり純資産額 ( III / IV )	3.7621 円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等  
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典  
ありません。
- (3) 譲渡制限の内容  
譲渡制限はありません。
- (4) 受益証券の再発行  
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- (5) 受益権の譲渡
- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
  - ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
  - ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (6) 受益権の譲渡の対抗要件  
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (7) 受益権の再分割  
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。  
受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとにに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。
- (8) 償還金  
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
- (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて  
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約

款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第三部 【委託会社等の情報】

### 第1 【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

##### a. 資本金の額

2024年12月末日現在

資本金の額 414億2,454万1,896円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 326万657株

過去5年間における資本金の額の増減：2024年10月1日 262億5,026万9,396円増加しました。

##### b. 委託会社の機構

###### ① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

###### ② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

###### イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

###### ロ. 商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

###### ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

###### ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

###### ホ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2024年12月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	91	340,875
追加型株式投資信託	791	30,692,916
株式投資信託 合計	882	31,033,791
単位型公社債投資信託	77	144,018
追加型公社債投資信託	14	1,440,104
公社債投資信託 合計	91	1,584,122
総合計	973	32,617,913

### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第65期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第66期事業年度に係る中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	間瀬 友未
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡部 啓太

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2024年5月15日開催の株主総会において、株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## (1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金・預金	1,982	4,813
有価証券	346	503
前払費用	393	481
未収委託者報酬	12,525	16,513
未収収益	47	78
関係会社短期貸付金	22,100	23,400
その他	59	88
<b>流動資産計</b>	<b>37,455</b>	<b>45,878</b>
<b>固定資産</b>		
有形固定資産	※1	196
建物	3	2
器具備品	193	174
無形固定資産	1,482	1,342
ソフトウェア	1,351	1,063
ソフトウェア仮勘定	131	279
投資その他の資産	13,824	13,660
投資有価証券	8,260	8,448
関係会社株式	3,475	3,475
出資金	177	177
長期差入保証金	1,066	1,021
繰延税金資産	824	524
その他	20	12
<b>固定資産計</b>	<b>15,503</b>	<b>15,180</b>
<b>資産合計</b>	<b>52,959</b>	<b>61,058</b>

(単位:百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	101	158
未払金	5,874	6,187
未払収益分配金	38	39
未払償還金	12	12
未払手数料	4,525	5,849
その他未払金	※2	285
未払費用	1,297	1,297
未払法人税等	3,987	5,035
未払消費税等	560	3,842
賞与引当金	327	872
その他	692	1,048
流動負債計	2	1
	<hr/> 11,545	<hr/> 17,146
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	2,276	2,227
役員退職慰労引当金	51	62
その他	0	-
固定負債計	<hr/> 2,329	<hr/> 2,289
<b>負債合計</b>	<hr/> 13,874	<hr/> 19,435
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金	<hr/> 11,495	<hr/> 11,495
資本準備金	11,495	11,495
資本剰余金合計	<hr/> 11,495	<hr/> 11,495
利益剰余金	<hr/> 374	<hr/> 374
利益準備金	374	374
その他利益剰余金	<hr/> 11,505	<hr/> 13,048
繰越利益剰余金	11,505	13,048
利益剰余金合計	<hr/> 11,879	<hr/> 13,422
株主資本合計	<hr/> 38,549	<hr/> 40,092
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	534	1,530
評価・換算差額等合計	<hr/> 534	<hr/> 1,530
<b>純資産合計</b>	<hr/> 39,084	<hr/> 41,623
<b>負債・純資産合計</b>	<hr/> 52,959	<hr/> 61,058

## (2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	69,845	76,221
その他営業収益	559	717
営業収益計	<u>70,405</u>	<u>76,939</u>
営業費用		
支払手数料	29,405	31,497
広告宣伝費	662	947
調査費	9,638	10,709
調査費	1,469	1,700
委託調査費	8,169	9,009
委託計算費	1,783	1,783
営業雑経費	1,658	2,285
通信費	181	163
印刷費	468	514
協会費	51	51
諸会費	17	18
その他営業雑経費	939	1,538
営業費用計	<u>43,147</u>	<u>47,224</u>
一般管理費		
給料	5,788	6,601
役員報酬	317	483
給料・手当	4,369	4,543
賞与	409	527
賞与引当金繰入額	692	1,048
福利厚生費	874	969
交際費	66	96
旅費交通費	95	192
租税公課	476	508
不動産賃借料	1,300	1,269
退職給付費用	488	334
役員退職慰労引当金繰入額	38	6
固定資産減価償却費	625	478
諸経費	2,193	1,888
一般管理費計	<u>11,946</u>	<u>12,346</u>
営業利益	<u>15,310</u>	<u>17,368</u>

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業外収益		
投資有価証券売却益	286	220
受取配当金	25	40
有価証券償還益	150	32
その他	146	93
営業外収益計	<u>608</u>	<u>388</u>
営業外費用		
有価証券償還損	2	196
投資有価証券売却損	244	1
その他	31	18
営業外費用計	<u>277</u>	<u>215</u>
経常利益	<u>15,642</u>	<u>17,540</u>
特別損失		
システム刷新関連費用	-	153
投資有価証券評価損	257	132
関係会社整理損失	229	-
特別損失計	<u>486</u>	<u>286</u>
税引前当期純利益	<u>15,155</u>	<u>17,253</u>
法人税、住民税及び事業税	4,589	5,533
法人税等調整額	248	△139
法人税等合計	<u>4,838</u>	<u>5,394</u>
当期純利益	<u>10,317</u>	<u>11,859</u>

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本 合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			利益剰余金 合計		
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	15,174	11,495	374	13,925	14,299	40,969		
当期変動額								
剰余金の配当	-	-	-	△ 12,737	△ 12,737	△ 12,737		
当期純利益	-	-	-	10,317	10,317	10,317		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-		
当期変動額合計	-	-	-	△ 2,419	△ 2,419	△ 2,419		
当期末残高	15,174	11,495	374	11,505	11,879	38,549		

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	971	971	41,941
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 12,737
当期純利益	-	-	10,317
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 436	△ 436	△ 436
当期変動額合計	△ 436	△ 436	△ 2,856
当期末残高	534	534	39,084

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本 合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			利益剰余金 合計		
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	繙越利益 剰余金			
当期首残高	15,174	11,495	374	11,505	11,879	38,549		
当期変動額								
剰余金の配当	-	-	-	△ 10,316	△ 10,316	△ 10,316		
当期純利益	-	-	-	11,859	11,859	11,859		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-		
当期変動額合計	-	-	-	1,543	1,543	1,543		
当期末残高	15,174	11,495	374	13,048	13,422	40,092		

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	534	534	39,084
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 10,316
当期純利益	-	-	11,859
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	995	995	995
当期変動額合計	995	995	2,538
当期末残高	1,530	1,530	41,623

## 注記事項

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

##### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～18 年

器具備品 4～20 年

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員及び参与についても当事業年度末要支給額を計上しております。

##### (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

### (重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取配当金」は、営業外収益の総額の 100 分の 10 を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」の「その他」に表示していた 171 百万円は、「受取配当金」25 百万円、「その他」146 百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
建物	38 百万円	39 百万円
器具備品	296 百万円	308 百万円

※ 2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたものほか次のものがあります。

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
未払金	1,178 百万円	236 百万円

3 保証債務

前事業年度（2023 年 3 月 31 日）

子会社である Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務 2,112 百万円に対して保証を行っております。

当事業年度（2024 年 3 月 31 日）

子会社である Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務 2,354 百万円に対して保証を行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合 計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	1 株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2022 年 6 月 23 日 定時株主総会	普通株式	12,737	4,883	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 24 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
2023年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 剰余金の配当の総額	10,316百万円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	3,955円
④ 基準日	2023年3月31日
⑤ 効力発生日	2023年6月27日

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合 計	2,608	—	—	2,608

#### 2. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,316	3,955	2023年 3月31日	2023年 6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 剰余金の配当の総額	11,858百万円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	4,546円
④ 基準日	2024年3月31日
⑤ 効力発生日	2024年6月20日

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しております、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しております、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主にグループ通算制度における通算親法人へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に關係する業務を委託したことにより発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①市場リスクの管理

###### (i) 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

###### (ii) 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

##### ②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

### 2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（2023年3月31日）

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	57	7,882	—	7,939
資産合計	57	7,882	—	7,939

当事業年度（2024年3月31日）

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	144	8,141	—	8,285
資産合計	144	8,141	—	8,285

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。当社が保有している証券投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式	666	666
子会社株式	1,448	1,448
関連会社株式	2,027	2,027

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2023年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 1,448百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2024年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 1,448百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	57	55	1
(2) その他	5,084	3,923	1,161
小計	5,141	3,978	1,163
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,798	3,190	△392
小計	2,798	3,190	△392
合計	7,939	7,168	△771

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	144	55	89
(2) その他	6,597	4,268	2,329
小計	6,742	4,323	2,419
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	1,543	1,756	△213
小計	1,543	1,756	△213
合計	8,285	6,079	2,205

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	-	-	-
(2) その他 証券投資信託	2,359	296	244
合計	2,359	296	244

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	-	-	-
(2) その他 証券投資信託	1,455	220	1
合計	1,455	220	1

### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、証券投資信託について257百万円、関係会社株式について229百万円の減損処理を行っております。

当事業年度において、証券投資信託について132百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,399百万円	2,276百万円
勤務費用	150	138
退職給付の支払額	△ 322	△ 266
その他	48	78
退職給付債務の期末残高	2,276	2,227

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,276 百万円	2,227 百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,276	2,227
退職給付引当金	2,276	2,227
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,276	2,227

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	150 百万円	138 百万円
その他	153	9
確定給付制度に係る退職給付費用	303	147

(注) その他には、臨時に支払った割増退職金等を含んでおります。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度184百万円、当事業年度187百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
退職給付引当金	697	681
賞与引当金	182	262
投資有価証券評価損	177	204
未払事業税	114	197
関係会社株式評価損	155	155
出資金評価損	94	94
システム関連費用	68	25
その他	309	289
<b>繰延税金資産小計</b>	<b>1,799</b>	<b>1,910</b>
評価性引当額	△ 459	△ 486
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>1,339</b>	<b>1,424</b>
<b>繰延税金負債</b>		
その他有価証券評価差額金	△ 356	△ 740
連結法人間取引（譲渡益）	△ 159	△ 159
<b>繰延税金負債合計</b>	<b>△ 515</b>	<b>△ 899</b>
<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>824</b>	<b>524</b>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2023年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2024年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社はグループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が 76,221 百万円、その他 717 百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) の 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

### 1. 関連当事者との取引

#### (ア) 財務諸表提出会社の親会社

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有 100.0	あり	経営管理	資金の貸付 利息の受取(注)	17,100 0	関係会社短期貸付金 -	22,100 -

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有 100.0	あり	経営管理	資金の貸付 利息の受取(注)	11,100 0	関係会社短期貸付金 -	23,400 -

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

#### (イ) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有直接100.0	経営管理	債務保証(注)	2,112	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有直接100.0	経営管理	債務保証(注)	2,354	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁 (MAS) に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売 本社ビルの管理	証券投資信託の代行手数料(注2) 不動産の賃借料(注3)	13,072 1,062	未払手数料 長期差入保証金	2,663 1,054
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	—	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守(注4)	883	未払費用	81

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売 本社ビルの管理	証券投資信託の代行手数料(注2) 不動産の賃借料(注3)	13,749 1,030	未払手数料 長期差入保証金	3,491 1,010
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守(注4)	902	未払費用	87

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- (注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。
- (注4) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額 14,983.42円	1株当たり純資産額 15,956.63円
1株当たり当期純利益 3,955.35円	1株当たり当期純利益 4,546.57円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益（百万円） 10,317	11,859
普通株式の期中平均株式数（株） 2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

(株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行)

2024年5月15日開催の株主総会において、株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行を決議いたしました。条件等は次のとおりであります。

募集等の方法	第三者割当
発行する株式の種類及び数	普通株式 652,132株
払込金額	1株につき80,506円
払込金額の総額	52,500,538,792円
増加する資本金の金額	26,250,269,396円
払込期日	2024年7月1日（予定）
資金の使途	投融資及び運転資金に充当する予定であります。
新株式発行前の発行済株式総数に対する議決権比率	株式会社大和証券グループ本社：100%
新株式発行後の発行済株式総数に対する議決権比率	株式会社大和証券グループ本社：80% 株式会社かんぽ生命保険：20%

## 独立監査人の中間監査報告書

2024年11月25日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡部 啓太
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松田 好弘

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2024年10月1日付で株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行を実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の

執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関する有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## 中間財務諸表

### (1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

当中間会計期間  
(2024年9月30日)

資産の部		
流動資産		
現金・預金		4,555
有価証券		1,271
未収委託者報酬		18,273
関係会社短期貸付金		16,900
その他		916
流動資産合計		41,916
固定資産		
有形固定資産	※1	60
無形固定資産		
ソフトウエア		878
その他		346
無形固定資産合計		1,225
投資その他の資産		
投資有価証券		9,666
関係会社株式		3,414
繰延税金資産		748
その他		1,095
投資その他の資産合計		14,924
固定資産合計		16,211
資産合計		58,128

当中間会計期間  
(2024年9月30日)

## 負債の部

## 流動負債

未払金	6,580
未払費用	5,540
未払法人税等	4,405
賞与引当金	910
その他	※2 1,107
流動負債合計	18,545

## 固定負債

退職給付引当金	2,270
役員退職慰労引当金	55
固定負債合計	2,325
負債合計	20,870

## 純資産の部

## 株主資本

資本金	15,174
資本剰余金	
資本準備金	11,495
資本剰余金合計	11,495

## 利益剰余金

利益準備金	374
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	8,774
利益剰余金合計	9,148

## 株主資本合計

株主資本合計	35,818
--------	--------

## 評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	1,438
評価・換算差額等合計	1,438
純資産合計	37,257
負債・純資産合計	58,128

## (2) 中間損益計算書

(単位:百万円)

当中間会計期間  
 (自 2024年4月1日  
 至 2024年9月30日)

## 営業収益

委託者報酬	44,508
その他営業収益	483
営業収益合計	44,992

## 営業費用

支払手数料	18,092
その他営業費用	9,300
営業費用合計	27,392
一般管理費	※1 6,708
営業利益	10,890
営業外収益	※2 281
営業外費用	※3 21
経常利益	11,150
特別利益	※4 491
特別損失	※5 154
税引前中間純利益	11,487
法人税、住民税及び事業税	4,086
法人税等調整額	△183
中間純利益	7,584

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2024年4月1日至 2024年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金	
当期首残高	15,174	11,495	374	13,048	13,422	40,092
当中間期変動額						
剰余金の配当	－	－	－	△11,858	△11,858	△11,858
中間純利益	－	－	－	7,584	7,584	7,584
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
当中間期変動額合計	－	－	－	△4,274	△4,274	△4,274
当中間期末残高	15,174	11,495	374	8,774	9,148	35,818

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,530	1,530	41,623
当中間期変動額			
剰余金の配当	－	－	△11,858
中間純利益	－	－	7,584
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△91	△91	△91
当中間期変動額合計	△91	△91	△4,365
当中間期末残高	1,438	1,438	37,257

## 注記事項

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

##### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～18年

器具備品 4～20年

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員及び参与についても当中間会計期間末要支給額を計上しております。

##### (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

##### 5. その他中間財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

当社は株式会社大和証券グループ本社を通算親法人とするグループ通算制度を適用していましたが、2024年10月1日の第三者割当増資により、株式会社大和証券グループ本社の100%子会社ではなくなったため、株式会社大和証券グループ本社を通算親法人とするグループ通算制度から離脱しています。

(中間貸借対照表関係)

###### ※1 減価償却累計額

	当中間会計期間 (2024年9月30日現在)
有形固定資産	358百万円

###### ※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

###### 3 保証債務

当中間会計期間（2024年9月30日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務2,340百万円に対して保証を行っております。

(中間損益計算書関係)

※ 1 減価償却実施額

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
有形固定資産	9百万円
無形固定資産	211百万円

※ 2 営業外収益の主要項目

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
投資有価証券売却益	184百万円
有価証券償還益	45百万円
受取配当金	27百万円

※ 3 営業外費用の主要項目

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
為替差損	17百万円

※ 4 特別利益の項目

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
投資有価証券売却益	380百万円
固定資産売却益	
美術品	83百万円
ゴルフ会員権	26百万円

※ 5 特別損失の項目

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
固定資産売却損	
美術品	85百万円
ゴルフ会員権	15百万円
投資有価証券評価損	53百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月19日 定時株主総会	普通株式	11,858	4,546	2024年 3月31日	2024年 6月20日

(金融商品関係)

当中間会計期間（2024年9月30日）

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	1,602	8,991	—	10,594
資産合計	1,602	8,991	—	10,594

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 有価証券及び投資有価証券

市場で取得した株式及び上場投資信託は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。当社が保有している証券投資信託のうちレベル1の時価を採用しているもの以外は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないと、その時価をレベル2に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	当中間会計期間
非上場株式	342
子会社株式	1,386
関連会社株式	2,027

(有価証券関係)

当中間会計期間（2024年9月30日）

#### 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 1,386百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

#### 2. その他有価証券

	中間貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	123	55	67
(2) その他	6,715	4,477	2,238
小計	6,838	4,532	2,306
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	3,756	3,988	△232
小計	3,756	3,988	△232
合計	10,594	8,520	2,073

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額 342百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が 44,508 百万円、その他 483 百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) の 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月 30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月 30日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月 30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月 30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月 30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
1 株当たり純資産額	14,283.03円
1 株当たり中間純利益	2,907.52円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
中間純利益(百万円)	7,584
普通株式に係る中間純利益(百万円)	7,584
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

(重要な後発事象)

(株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行)

2024年5月15日開催の株主総会及び2024年6月27日開催の臨時株主総会において、株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行について決議し、2024年10月1日付で払込手続きが完了いたしました。

募集等の方法	第三者割当
発行する株式の種類及び数	普通株式 652,132株
払込金額	1株につき80,506円
払込金額の総額	52,500,538,792円
増加する資本金の金額	26,250,269,396円
払込日	2024年10月1日
資金の使途	投融資及び運転資金に充当する予定であります。
新株式発行前の発行済株式総数に対する議決権比率	株式会社大和証券グループ本社：100%
新株式発行後の発行済株式総数に対する議決権比率	株式会社大和証券グループ本社：80% 株式会社かんぽ生命保険：20%

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2024年5月15日、株式会社かんぽ生命保険と資本業務提携を締結し、本提携に基づき2024年10月1日、かんぽ生命保険を引き受け先とする第三者割当増資を実施いたしました。

##### b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

# 追加型証券投資信託

(D—I's 外国債券インデックス)

約款

大和アセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、投資成果をFTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

外国債券インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、外国の公社債に投資し、投資成果をFTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
- ② マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
- ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### (3) 投資制限

##### ① マザーファンドの受益証券への投資制限

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

##### ② 株式への投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。

株式および株式を組入可能な投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

##### ③ 新株引受権証券等への投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

##### ④ 投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

##### ⑤ 同一銘柄の株式への投資制限

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

##### ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

##### ⑦ 同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

##### ⑧ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

##### ⑨ スワップ取引の範囲

スワップ取引は、約款第22条の範囲で行ないます。

##### ⑩ 金利先渡取引および為替先渡取引の範囲

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第23条の範囲で行ないます。

### 3. 収益分配方針

#### ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託  
(D-I's 外国債券インデックス)  
約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第28条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2028年11月30日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- ③ 前項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
- ③ 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

### (信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

### (受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

### (受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じができるものとします。
- ③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、別に定める取引所の休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができます。

### (受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が

記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
    - イ. 有価証券
    - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）
    - ハ. 約束手形
  - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された外国債券インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

④ 委託者は、信託財産に属する株式および株式を組入可能な投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式および株式を組入可能な投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式および株式を組入可能な投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑧ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑨ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託

証券を除きます。) の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第23条まで、第25条、第27条、第31条から第33条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第23条まで、第25条、第27条、第31条から第33条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(先物取引等の運用指図)

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるもの

とします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図および範囲）

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみ

なした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### （デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第23条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

#### （同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### （有価証券の貸付けの指図および範囲）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### （特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### （外国為替予約取引の指図および範囲）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第27条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適當と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
  4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第31条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第32条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第36条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとします。ただし、第1計算期間は、2013年12月9日から2014年11月30日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(信託財産に関する報告等)

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、

受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の55の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第41条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日ににおいて振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第42条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解

約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第43条 受益者が、収益分配金については第41条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第41条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第44条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める取引所の休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行ないません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第45条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第46条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下すこととなった場合、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）が改廃された場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第48条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡する事例があり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡する事例があります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させること例があり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させること例があります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第52条 この信託は、受益者が第44条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受

けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第53条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうこと はできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第53条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(信託期間の延長)

第54条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第55条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第41条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 3条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 4条 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

2013年12月 9日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

#### I 別に定める取引所

約款第12条および第44条の「別に定める取引所」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所